

# 保育部会 常任委員会

日時：令和 5 年 12 月 5 日（火）午後 3 時 00 分～5 時 00 分

会場：大阪府社会福社会館 3 階 301 会議室

---

・ 部会長挨拶

・ 夜間休日自宅往診サービス「ドクターカミング」について（情報提供） … 別紙

## 《協議題》

1. 大阪府からの報告について …

2. 中央情勢について … 全保協ニュース

3. 保育士等キャリアアップ研修（幼児教育 e ラーニング・障がい児保育）について … 資料 1

4. 令和 6 年度近畿ブロック保育研究大会（京都大会）分科会発題発表・  
ならびに担当ブロック等について … 資料 2

5. 調査研究委員会からの報告 …

6. 地域貢献事業推進委員会からの報告 …

7. 大阪府保育士会からの報告 …

## 8. 各ブロックからの報告

|         |  |
|---------|--|
| 北摂ブロック  |  |
| 豊中市     |  |
| 高槻市     |  |
| 北大阪ブロック |  |
| 枚方市     |  |
| 寝屋川市    |  |
| 東大阪市    |  |
| 八尾市     |  |
| 南大阪ブロック |  |
| 堺ブロック   |  |
| 泉州ブロック  |  |
| 大阪市     |  |

## 9. その他

- ・閉会挨拶

(常任委員会進行輪番表)

|    |    |    |    |     |     |
|----|----|----|----|-----|-----|
|    |    | 今回 | 次回 |     |     |
| 北摂 | 泉州 | 堺  | 河内 | 南大阪 | 北大阪 |

次回常任委員会 令和6年2月6日(火) 午後3時00分～5時00分  
大阪府社会福祉会館 3階 301会議室

事 務 連 絡  
令和 5 年 11 月 30 日

保育部会会員施設 各位

社会福祉法人大阪府社会福祉協議会  
保育部会 部会長 森田 信司  
< 公 印 省 略 >

【情報提供（保護者向け）】

「ドクターカミング」（夜間・休日自宅往診専門クリニック）について

日頃より、本会事業運営にご理解ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、今年も残りあと僅かとなり年末年始を迎える頃となりますが、この時期は急な発熱・体調不良等により各医療機関の外来受診がひっ迫する頃でございます。

この度、年末年始等の夜間・休日対応に備えて、自宅往診専門クリニックとして活躍されている「ドクターカミング」のご紹介ならびに自宅往診詳細等について、同封チラシのとおり情報提供をさせていただきます。

つきましては、在園児保護者各位・関係各位に情報提供・周知いただきますよう何卒ご協力お願い申し上げます。※ただし、往診エリアの範囲について、一部可能対応エリア、未対応エリア（別紙）もございますので予めご注意ください。

記

1. 同封チラシ 「『ドクターカミング』夜間・休日でも家族に安心 3つのポイント」

2. 対応エリア
- |       |                                                                                                                |
|-------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 全域対応  | 池田市・枚方市・島本町・豊中市・吹田市・摂津市<br>寝屋川市・交野市・門真市・四條畷市・守口市・大東市<br>大阪市全域・東大阪市・八尾市・堺市全域・大阪狭山市<br>松原市・藤井寺市・柏原市・高石市・泉大津市・忠岡町 |
| 一部対応  | 豊能町・箕面市・茨木市・高槻市・羽曳野市・和泉市<br>富田林市・河内長野市・岸和田市・貝塚市・泉佐野市・熊取町                                                       |
| 未 対 応 | 能勢町・太子町・河南町・千早赤阪村・田尻町・泉南市・阪南市・岬町                                                                               |

【※注意事項】各対応エリア詳細について別紙「大阪往診エリアのプロット図」を必ずご覧ください。

3. 往 診 予 約
- |                                                                          |                                                                     |
|--------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------|
| 情報発信元                                                                    | 大阪社会福祉協議会保育部会事務局（ <a href="tel:06-6762-9001">TEL:06-6762-9001</a> ） |
| ドクターカミング - 夜間休日の自宅往診サービス : Dr.coming                                     |                                                                     |
| ホームページはこちらから <a href="https://coming.doctor/">https://coming.doctor/</a> |                                                                     |

# 「大阪府社会福祉施設等従事者支援事業（第2弾）」のご案内

## 令和5年12月4日（月）から申請受付をスタート

大阪府では、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが5類とされた以降も、感染対策の徹底などが求められている介護・保育施設等の従事者に対して、**2万円相当のギフトカード**を配付する事業を実施します。

Q1. 従事者支援事業第2弾（ギフトカード）の申請受付期間は？

A1. 令和5年12月4日（月）から令和6年1月19日（金）まで

※期間終了後の申請はお受けできません。受付期間の厳守をお願いします。

Q2. 従事者支援事業第2弾（ギフトカード）の対象となる要件は？

A2. 次の要件を満たす従事者は申請可能です。

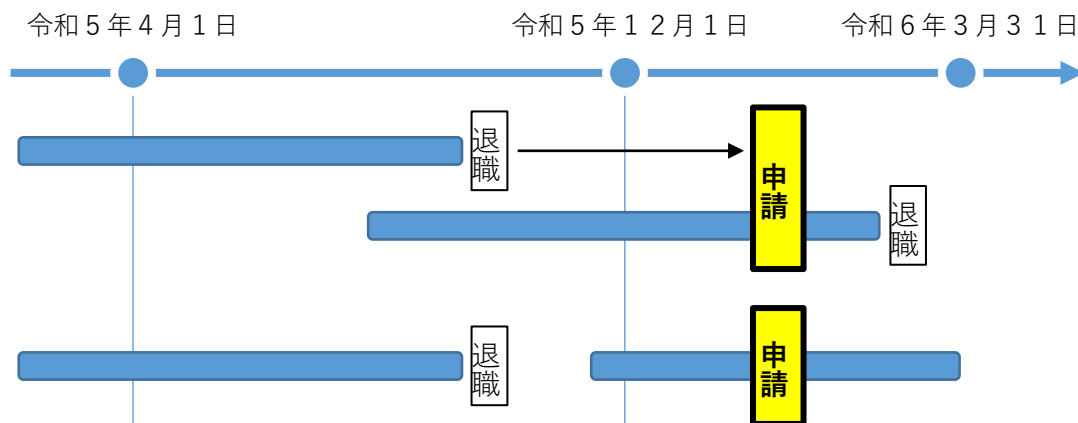
大阪府内に所在する保護施設、児童福祉施設等、障がい児者施設、介護施設（以下「施設・事業所等」）において、令和5年4月1日から令和5年12月1日まで（以下「対象期間」）の間に10日以上勤務し、利用者等と1日以上接する業務を行っていた者（退職者、派遣及び委託によるものを含む）。

※公務員（常勤・非常勤）は対象外

■ 上記要件を満たしていれば、退職者でもギフトカード支給の対象となります（右図参照）

対象期間中に10日以上勤務し、利用者等と1日以上接する業務を行っていた者であれば、令和5年12月1日時点で退職している場合でも支給の対象となります。

対象期間中に10日以上勤務し、利用者等と1日以上接する業務を行っていた施設を退職し、令和5年12月1日時点で別の施設で勤務している場合も支給の対象となります。





Q 3. 従事者支援事業第2弾（ギフトカード）はいくらもらえるの？

A 3. 対象となる従事者1人当たり2万円相当のギフトカード（1,000円券×20枚）を支給します。

Q 4. 従事者支援事業第2弾（ギフトカード）の申請手続きは？

A 4. 令和5年12月1日時点で所属している施設・事業所等でとりまとめていただき、大阪府へ申請してください。  
ただし、令和5年12月1日までに退職し、その後、他の施設・事業所等に所属していない場合は、以前勤務されていた施設・事業所等から申請していただくか、個人での申請をお願いします。

- ギフトカードの申請は、**電子申請（大阪府行政オンラインシステムでの申請）を原則とします。**
- 原則、施設・事業所等でとりまとめて申請いただきますが、退職者等については個人での申請も可能です。
- 施設・事業所等から申請される際は、ギフトカードを希望する従事者の一覧等の必要書類を作成し添付して下さい。個人で申請される場合は、施設等での勤務を証する書類等のご用意をお願いします。
- 申請受付後、順次審査を開始します。支給決定されると、大阪府の委託事業者から施設・事業所等または個人宛にギフトカードを支給いたします。 **※ギフトカードの支給をもって交付決定通知を行ったものとします**
- 施設から従事者へギフトカードを配付する際は、当該従事者から受領確認の署名等を受け5年間保存してください。
- 従事者へ配付する際に生じた経費は、施設・事業者等の負担となりますので、ご理解・ご協力のほどお願いします。

Q 5. 従事者支援事業第2弾（ギフトカード）の申請・支給スケジュールは？

A 5. スケジュールは次のとおりです。

- ・ 令和5年12月4日（月）・・・申請受付開始  
申請受付後に順次審査を開始し、支給決定された方から順に支給する予定です。  
ただし、申請書類の不備等により支給が遅れる場合がありますのでご了承ください。
- ・ 令和6年1月19日（金）・・・申請受付締切
- ・ 令和6年3月29日（金）・・・ギフトカードの支給終了

【お問合せ先】

大阪府社会福祉施設等従事者支援事業（第2弾）コールセンター  
電話番号：06-7178-8891（平日9時から18時まで）  
※12/2(土)、3(日)、9(土)、10(日)は開設しております

支給対象者や申請方法など、本事業の詳細については大阪府HPに掲載していますのでご確認ください。

<https://www.pref.osaka.lg.jp/fukushisomu/fukushishisetsu2/zyuzisyashinnsei.html>

申請はコチラ→



## 「大阪府社会福祉施設等従事者支援事業(第2弾)」の申請について(ご案内)

### 1. 事業概要

大阪府では、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが5類とされた以降も、感染対策の徹底などが求められている介護・保育施設等の従事者に対する支援として、社会福祉施設等の利用者等に接する業務に従事した社会福祉施設等従事者に対し、2万円相当のギフトカードを配付する事業を実施します。

### 2. 対象者について

大阪府内に所在する社会福祉施設等に、令和5年4月1日から令和5年12月1日まで(対象期間)において10日以上勤務し、利用者等と接する業務に1日以上従事していた方が対象です。

※退職者、派遣及び委託によるものを含む

※公務員(常勤・非常勤)は対象外

### 3. 支給要件について

次のいずれにも該当する従業者に対しギフトカードを配付します。

- ① 対象期間において、大阪府内にある保護施設、児童福祉施設、障がい児者施設、介護施設等の社会福祉施設等で10日以上勤務していた者。

※対象となる社会福祉施設等については、別表「対象施設等」をご覧ください。

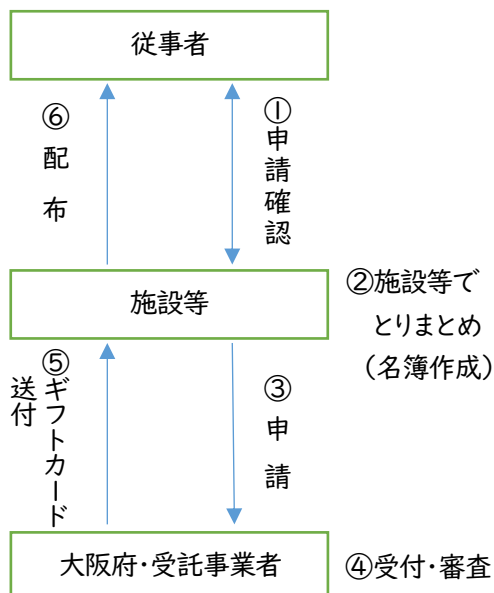
- ② 対象期間中、利用者等と接する業務に1日以上従事していた者。

【具体例】支給要件に合致する場合、以下の方は対象となります。

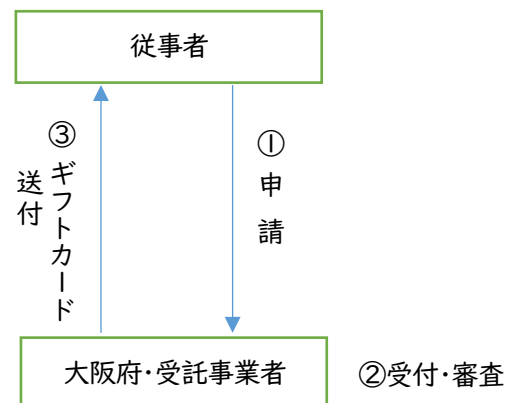
- ・介護福祉士等直接支援業務等(常勤・非常勤・派遣及び委託による従事者含む)
- ・理学療法士、作業療法士、看護師等医療関係業務(常勤・非常勤・派遣及び委託による従事者含む)
- ・管理者・法人役員等管理業務
- ・送迎業務、調理業務、事務(常勤・非常勤・派遣及び委託による従事者含む)
- ・公立施設における従事者(常勤・非常勤公務員は対象外。指定管理や派遣・委託による民間従事者は対象)
- ・令和5年12月1日までに退職している場合

### 4. 申請及びギフトカード配付の流れについて

【施設等でとりまとめの場合】



【個人申請の場合】



- ① 大阪府内に所在する施設等において、令和 5 年 12 月 1 日（基準日）に従事している従事者のうち、支給要件に合致する対象従事者に対して申請意思及び施設等からの手続きを委任する意思を確認

※重複申請がないことも確認してください

- ② 施設等において、申請意思のある対象従事者の名簿を作成
- ③ 施設等において、行政オンラインシステム等により申請
- ④ 受託事業者が申請受付・審査を実施
- ⑤ 審査完了後、受託事業者から施設等あて対象従事者の人数分のギフトカードを送付
- ⑥ 施設等から対象従事者あてにギフトカードを配付
- ※申請書に添付している申請者名簿の受領確認欄に従事者の確認をもらい、5年間保存すること

- ① 大阪府内に所在する施設等に従事し、支給要件に合致する対象従事者が、行政オンラインシステム等により申請

※退職された施設等からも申請されているといった重複申請がないようにしてください。

- ② 受託事業者が申請受付・審査を実施
- ③ 審査完了後、受託事業者から対象従事者へギフトカードを送付

## 5. 支給金額について

対象従事者 1 名につき 2 万円相当のギフトカード（1,000 円券×20 枚）を配付します。

※複数の施設等で働いている場合でも、対象従事者 1 名につき 1 回までの申請となります。

## 6. 申請方法について

原則、令和 5 年 12 月 1 日（基準日）に対象従事者が勤務している施設等を運営する事業者から、施設等单位で電子申請により申請してください。（パソコン・スマートフォン等で申請していただけます。）

- ① 原則、12 月 1 日（基準日）に勤務している施設等から申請（申請時に他の施設等で申請を行っていないか確認をしてください）
- ② 既に退職し、他の施設等に従事していない場合は、対象期間に勤務していた施設等からの申請、または個人申請
- ③ 勤務していた施設等が申請時において廃止している場合、その他やむを得ない場合は個人申請

### 【申請の流れ】

#### ① 申請書類等の準備

##### A 施設等の場合

・申請者名簿（エクセルファイル）・・・当事業ホームページからダウンロードし、入力してください。

##### B 個人の場合

・本人確認書類等（マイナンバーカード（表面のみ）、運転免許証、パスポート等）

・施設等での勤務を証する書類等（児童福祉施設等のうち里親等特定業種の従事者は、対象従事者であることを証明する自治体発行文書等）

#### ② 大阪府行政オンラインシステムから申請

・大阪府行政オンラインシステムの利用には利用者 ID の取得が必要です。

以下から手続きをお願いいたします。

○大阪府行政オンラインシステム

<https://lgpos.task-asp.net/cu/270008/ea/residents/portal/home>

※電子申請ができない場合や疑義があるときは、11「問い合わせ先」にご連絡ください。



#### 7. 申請期間について

令和5年12月4日(月)9時00分 から 令和6年1月19日(金)23時59分 まで

※受付期間を過ぎた申請は受付できませんので、速やかにご申請ください。

#### 8. 申請及び支給スケジュールについて

12月4日(月) 申請受付

申請受付後に順次審査を開始し、審査を完了した順に施設等または個人あてにギフトカードを送付します。

ただし、申請書類の不備等があれば送付が遅れる場合がありますので、ご了承ください。

1月19日(金) 受付終了

3月29日(金) ギフトカード送付終了

※ギフトカードの送付をもって交付決定通知を行ったものとしますので、施設等で取りまとめされた場合は、速やかに従事者に配付するとともに、申請者名簿の受領確認欄に従事者の確認をもらい、5年間保管してください。

#### 9. 留意点について

申請の根拠となる勤務実績が記載された資料等については、5年間保管してください。

必要に応じて調査する場合があります。

#### 10. ホームページについて

申請書類や申請方法、QAなどの詳細については、大阪府ホームページをご確認ください。

「大阪府社会福祉施設等従事者支援事業の申請について」(11月下旬ごろに公開予定)

<https://www.pref.osaka.lg.jp/fukushisomu/fukushishisetsu2/zyuzisyashinnsei.html>



#### 11. 問い合わせ先

大阪府社会福祉施設等従事者支援事業(第2弾)コールセンター

電話番号：06-7178-8891(平日9時から18時まで)

※12月2日(土)、3日(日)、9日(土)、10日(日)は9時から18時までコールセンターを開設しております。

別表 対象施設等

| サービス種別  | 区分   | 施設等                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
|---------|------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 保護施設    | 入所系  | 救護施設<br>更生施設                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| 児童福祉施設等 | 入所系  | 乳児院<br>児童養護施設<br>児童心理治療施設<br>母子生活支援施設<br>婦人保護施設<br>自立援助ホーム<br>ファミリーホーム<br>里親(対象期間中、児童福祉法第 27 条第 1 項第 3 号に基づく委託、並びに同法 28 条申立て等により一時保護委託を受けている者)<br>児童自立支援施設<br>子育て短期支援事業所<br>一時保護する施設                                                                                                                                                            |
|         | 通所系  | 保育所<br>幼保連携型認定こども園<br>認可外保育施設(ただし届出除外施設を除く)<br>放課後児童健全育成事業所(放課後児童クラブ)<br>幼稚園型認定こども園<br>保育所型認定こども園<br>地域型保育事業所(家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業)<br>一時預かり事業所(一般型、余裕活用型、幼稚園型)<br>病児保育事業所(病児対応型、病後児対応型、体調不良児対応型)<br>幼稚園<br>私立各種学校で、もっぱら日本国に居住する外国人を対象とする学校のうち、修学者の年齢層が概ね幼稚園の修学年齢に相当する課程等を設置している学校であって、大阪府教育長が特に必要と認める学校(ただし、当該課程等の従事者に限る)<br>児童心理治療施設(通所部) |
|         | 訪問系等 | 児童厚生施設(児童館)<br>利用者支援事業所<br>母子・父子福祉施設<br>地域子育て支援拠点事業所<br>子育て援助活動支援事業所(ファミリー・サポート・センター事業)<br>児童家庭支援センター<br>養育支援訪問事業を行う者<br>認可外保育施設(ただし届出除外施設を除く)<br>地域型保育事業所(居宅訪問型保育事業)<br>一時預かり事業所(居宅訪問型)<br>病児保育事業所(非施設型(訪問型))                                                                                                                                  |

|        |      |                                                                                                                                                                                                                                       |
|--------|------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 障害児者施設 | 入所系  | 療養介護事業所<br>施設入所支援事業所<br>共同生活援助事業所<br>福祉型障害児入所施設<br>医療型障害児入所施設<br>短期入所事業所<br>福祉ホーム事業所<br>盲人ホーム事業所                                                                                                                                      |
|        | 通所系  | 生活介護事業所<br>自立訓練（機能訓練）事業所<br>自立訓練（生活訓練）事業所<br>就労移行支援事業所<br>就労継続支援（A 型）事業所<br>就労継続支援（B 型）事業所<br>児童発達支援事業所<br>医療型児童発達支援事業所<br>放課後等デイサービス事業所<br>地域活動支援センター<br>日中一時支援事業所                                                                   |
|        | 訪問系等 | 居宅介護事業所<br>重度訪問介護事業所<br>同行援護事業所<br>行動援護事業所<br>自立生活援助事業所<br>就労定着支援事業所<br>居宅訪問型児童発達支援事業所<br>保育所等訪問支援事業所<br>相談支援（地域移行・地域定着・計画相談・障害児相談）事業所<br>重度障害者等包括支援事業所<br>基幹相談支援センター・障害者相談支援事業所<br>移動支援事業所<br>盲ろう者向け通訳・介助員養成研修及び派遣事業所<br>訪問入浴サービス事業所 |
| 介護施設   | 入所系  | 介護老人福祉施設（定員30名以上）<br>地域密着型介護老人福祉施設（定員29名以下）<br>介護老人保健施設<br>介護医療院<br>介護療養型医療施設<br>養護老人ホーム<br>軽費老人ホーム<br>認知症対応型共同生活介護事業所（グループホーム）<br>介護予防認知症対応型共同生活介護事業所<br>有料老人ホーム<br>サービス付き高齢者向け住宅                                                    |

|  |      |                                                                                                                                                                                                                                                                             |
|--|------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|  |      | 小規模多機能型居宅介護事業所<br>介護予防小規模多機能型居宅介護事業所<br>看護小規模多機能型居宅介護事業所<br>短期入所生活介護事業所<br>介護予防短期入所生活介護事業所<br>短期入所療養介護事業所<br>介護予防短期入所療養介護事業所                                                                                                                                                |
|  | 通所系  | 通所介護事業所<br>通所リハビリテーション事業所<br>介護予防通所リハビリテーション事業所<br>地域密着型通所介護事業所<br>認知症対応型通所介護事業所<br>介護予防認知症対応型通所介護事業所<br>通所型サービス事業所<br>その他の生活支援サービス（通所系）事業所                                                                                                                                 |
|  | 訪問系等 | 訪問介護事業所<br>訪問入浴介護事業所<br>介護予防訪問入浴介護事業所<br>訪問リハビリテーション事業所<br>介護予防訪問リハビリテーション事業所<br>訪問看護事業所<br>介護予防訪問看護事業所<br>定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所<br>夜間対応型訪問介護事業所<br>居宅介護支援事業所<br>介護予防支援事業所<br>訪問型サービス事業所<br>その他の生活支援サービス（訪問系）事業所<br>介護予防マネジメント事業所<br>地域包括支援センター<br>福祉用具貸与事業所<br>介護予防福祉用具貸与事業所 |



| 置き去り（見失い）                                                                                                                |              |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------|
| a. 置き去り場所                                                                                                                |              |
| ・施設外                                                                                                                     | 16 件（ 64.0%） |
| ・施設内                                                                                                                     | 9 件（ 36.0%）  |
| 計                                                                                                                        | 25 件（100.0%） |
| 施設外だけではなく施設内でも置き去りが発生。                                                                                                   |              |
| b. 置き去り（見失い）時間                                                                                                           |              |
| ・最小                                                                                                                      | 2 分          |
| ・平均                                                                                                                      | 約 19 分       |
| ・最大                                                                                                                      | 95 分         |
| 子どもが自ら施設外に出て、移動している場合が最長。                                                                                                |              |
| 具体的な事例で、置き去り（見失い）時間の長かったケースは、いずれも子どもが施設から抜け出せる構造や状況の存在でした。                                                               |              |
| 門が開いたままで、子どもが抜け出したケースのほか、子どもの手が届く高さにある電子錠の開錠ボタンを押し、抜けだしたケースや子どもが登り超えられる高さの柵を超え、抜け出したケース、見守り職員を配置した門と別の門から抜け出したケースがありました。 |              |
| また、警察や地域の方から連絡があるまで行方不明に気づいていないケースもありました。                                                                                |              |
| 具体的なケース（実際の事案）                                                                                                           |              |
| （園外）                                                                                                                     |              |
| ・特定の子どもの気を取られ、子どもがいなくなったことに気づけなかったケース                                                                                    |              |
| ・目視のみで人数確認を行い、人数を誤って把握し、子どもがいなくなったことに気づけなかったケース                                                                          |              |
| （園内）                                                                                                                     |              |
| ・保育室から保育室へ子どもを移動させる際、人数の引継ぎをしたと思い込み、児童を部屋（屋上園庭）に取り残したことに気づけなかった（施錠し、閉じ込めてしまった）ケース                                        |              |
| ・そもそも人数確認を怠り、子どもがいなくなったことに気づけなかったケース                                                                                     |              |
| 対 策 人数確認が必要な場面を把握しましょう                                                                                                   |              |
| 子どもの目線になり、施設外へ出る可能性のある構造・状況がないかを確認することが重要です。特別な行事の際だけではなく、ほとんどが日常の保育で発生しています。保育中のどのような際に置き去り（見失い）となるか常に検討し、対策をしましょう。     |              |
| 場面が変わるとの人数確認は、子どもの行方不明、また、その後の事件・事故を予防する効果があります。                                                                         |              |
| 子どもが行方不明となった場合であっても、場面転換時ごとの人数確認によって、早期に気づくことができ、その後に事件・事故に遭う可能性を減少させる効果があります。                                           |              |
| 園内外のそれぞれの場面ごと（場面転換時）に児童の人数や健康状態を確認するなどして、安全管理に取り組みましょう。                                                                  |              |

府 HP（抜粋）

| 発生年月    | 施設種別    | 発生状況                                                                                                                                           | 発生場所           | 置き去り時間 | 健康被害 | 推測される主な原因                                |
|---------|---------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|--------|------|------------------------------------------|
| 令和5年11月 | 一時預かり事業 | 子育て支援員が、公園内で当該児童から目を離し、他の児童と遊んでいたところ、当該児童の所在が不明であることに気づいた。その後、通行人が保護した事案。なお、配置基準を下回る状態で保育をしていた。                                                | 施設外(園外保育先・公園等) | 4分     | なし   | ・児童のみで施設（保育現場）から抜け出せる構造・場面の存在<br>・配置基準違反 |
| 令和5年11月 | 認可保育所   | 公園入口から公園内に移動する際、散歩車に乗るのを嫌がった他児の対応に気を取られたところ、当該児童が公園外に移動、通行人が保護した事案。                                                                            | 施設外(園外保育先・公園等) | 3分     | なし   | 児童のみで施設（保育現場）から抜け出せる構造・場面の存在             |
| 令和5年10月 | 認可保育所   | 担任が気づかぬうちに当該児童がトイレに向かった後、担任が人数確認を怠り、別の保育室へ移動した。その際、トイレ内でトイレトペーパーがなくなっており、当該児童はトイレから出ることが出来なかった。他の保護者が当該児童に気づき、保育室に連れてきたことから、所在が不明であることが判明した事案。 | 施設内(室内)        | 21分    | なし   | 場面転換時の人数確認の不足                            |
| 令和5年10月 | 小規模保育事業 | 保育士3名が、あそびを見守っていたところ、帰園準備のため、園児らを集合させた際、担任が、当該児童の所在が不明であることに気づき、捜索した結果、離れた階段の上にいる当該児童を発見した事案。                                                  | 施設外(園外保育先・公園等) | 5分     | なし   | 児童のみで施設（保育現場）から抜け出せる構造・場面の存在             |



# 全保協ニュース

〔協議員情報〕

全 国 保 育 協 議 会

TEL. 03-3581-6503 FAX. 03-3581-6509

ホームページアドレス [ <https://www.zenhokyo.gr.jp> ]

## －今号の目次－

- ◆ 自由民主党全国保育関係議員連盟総会に森田副会長が出席  
（保育三団体協議会）……………1
- ◆ 「デフレ完全脱却のための総合経済対策」が閣議決定  
（「こども誰でも通園制度」の施行的事業の前倒し実施が記載される）……………2
- ◆ 子ども・子育て支援等に関する企画委員会が開催される（こども家庭庁）……………3

## ◆ 自由民主党全国保育関係議員連盟総会に森田副会長が出席（保育三団体協議会）

令和5年10月27日、本会森田信司副会長は、保育三団体協議会として自由民主党全国保育関係議員連盟総会に出席しました。

冒頭、田村憲久保育議連会長から、「待機児童がいない自治体もあれば、待機児童が多い自治体もある。さまざまな課題があるなかで子どもたちをしっかりと守っていかなければならない。現場の方がたとともに考えながら、一つひとつを政策に落とし込んでいく」とあいさつがありました。

保育三団体協議会では、本会森田信司副会長に加え、日本保育協会吉田学理事長、全国私立保育連盟川下勝利会長が出席し、下記の内容を要望して、出席議員との意見交換を行いました。

### 【主な要望内容】

- 提出予定法案等の保育制度に対する質問と要望
- こども誰でも通園制度の本格実施に向けた要望
- 令和6年度保育予算要望

意見交換では、出席者から配置基準の改善や人材確保、人口減少地域の保育所等への対応、物価高騰への対応、現場との協議の場の必要性などについての意見が出されました。

最後に、田村憲久会長からは、「配置基準の見直しは、令和 6 年度から加算ではあるが実施すると聞いている。人材確保が難しい状況も踏まえての加算対応であるが、どうすれば必要な人材を確保できるのか、効果のある具体的な施策を考えていただきたい」との発言がありました。

要望内容の詳細については、別添資料をご参照ください。



【保育議連に出席する森田副会長】



【あいさつをする田村保育議連会長】

## ◆「デフレ完全脱却のための総合経済対策」が閣議決定(「こども誰でも通園制度」の施行的事業の前倒し実施)

令和 5 年 11 月 2 日、「デフレ完全脱却のための総合経済対策～日本経済の新たなステージに向けて～」が閣議決定されました。

これは、30 年ぶりの高水準となる 3.58%の賃上げ等、「持続的な賃上げや活発な投資がけん引する成長型経済」への変革のチャンスを迎えているとの現状認識のもと、そのスタートダッシュを図るものとして、「賃金上昇が物価高騰に追いついていない状況を踏まえ、不安定な足元を固めて物価高を乗り越えるための『国民への還元』」、「賃上げの原資となる企業の稼ぐ力を強化し、賃金の向上とそれに伴う需要の増加による経済の好循環の実現につなげる『供給力の強化』」を実行するとしたものです。

経済対策の 5 本の柱の 1 つである「人口減少を乗り越え、変化を力にする社会変革を起動・推進する」では、「こどもが健やかに成長できる環境整備を通じた少子化対策の推進」として、「こども未来戦略方針」に基づくこども・子育て支援をスピード感をもって実行す

るとされています。

そのなかで、「**全ての子育て家庭を対象とした支援の強化として、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる『こども誰でも通園制度』（仮称）の本格実施を見据えた施行的事業について、2023 年度中の開始も可能となるよう支援を行う**」とされました。

「こども誰でも通園制度」（仮称）の試行的事業については、令和 6 年度の実施に向けて令和 6 年度予算概算要求で計上されていましたが、今後、令和 5 年度からの実施に向けた検討、対応が図られることが考えられます。

なお、「こども誰でも通園制度」（仮称）の試行的事業については、現在、こども家庭庁において、「**こども誰でも通園制度（仮称）の本格実施を見据えた施行的事業実施の在り方に関する検討会**」が開催されており、令和 5 年 12 月に中間方針の取りまとめを行うとしています（第 3 回検討会が 11 月 8 日に開催）。

詳細については、内閣府ホームページよりご確認ください。

■ ホーム > 内閣府の政策 > 経済財政政策 > 経済対策等

<https://www5.cao.go.jp/keizai1/keizaitaisaku/keizaitaisaku.html>

## ◆ 子ども・子育て支援等に関する企画委員会が開催される（こども家庭庁）

令和 5 年 10 月 31 日、「第 1 回子ども・子育て支援等に関する企画委員会」が開催されました。

これは、「こども未来戦略方針」における「加速化プラン」等に基づく制度改正事項のうち、「子ども・子育て支援等分科会」（これまでの「子ども・子育て会議」）での検討が必要なものについて、事前に検討すべき論点等を整理することを目的として、「子ども・子育て支援等分科会」のもとに設置されたものです。

構成員は、「子ども・子育て支援等分科会」の秋田喜代美委員（学習院大学教授）、倉石哲也委員（武庫川女子大学教授）、鈴木みゆき委員（國學院大學教授）、松田茂樹委員（中央大学教授）の 4 名となっています。

第 1 回では、「こども誰でも通園制度（仮称）の創設について」「保育所等における継続的な経営情報の見える化について」「小規模保育事業における 3 歳以上児の受入れについて」の 3 つが議題とされました。

それぞれの内容はこれまで「全保協ニュース」等でお伝えしているものですが、当日は、構成員の4名から、各議題に対して質問や意見が発言されたのち、事務局であるこども家庭庁から回答が行われるとともに、議論が行われています。

詳細は下記こども家庭庁のホームページをご確認ください（当日の議事録が掲載されています）。

また、第2回は11月7日に開催され、「出産子育て応援交付金の制度化について」「保育士の復職支援について」「保育所等の職員による虐待等の制度的対応について」の3つが議題とされました（こども家庭庁のホームページには現時点で当日資料が掲載されています）。

なお、本企画委員会で審議された内容が、今後、「子ども・子育て支援等分科会」で諮られることになります。

■ ホーム > 会議等 > こども家庭審議会 > 子ども・子育て支援等分科会 > 子ども・子育て支援等に関する企画委員会

[https://www.cfa.go.jp/councils/shingikai/kodomo\\_kosodate/kikaku/](https://www.cfa.go.jp/councils/shingikai/kodomo_kosodate/kikaku/)

## 【第1回資料から】

こども家庭庁

こども誰でも通園制度（仮称）の創設について

資料1

<制度の現状、背景>

○ 就園していないこどもは0～2歳児の約6割を占める。現行の保育所等の制度では、就労等の保育の必要性がある者を対象としており、専業主婦家庭等を含めた就園していないこどもへの支援を強化していく必要。  
【年齢別の就園していないこどもの割合（令和3年度）】

| 年齢                | 0歳         | 1歳         | 2歳         | 3歳         | 4歳         | 5歳         |
|-------------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|
| 就園していないこども（推定）    | 83万人       | 85万人       | 89万人       | 93万人       | 96万人       | 99万人       |
| ①保育施設             | 68万人 (82%) | 41万人 (49%) | 37万人 (43%) | 30万人 (32%) | 34万人 (39%) | 37万人 (41%) |
| ②幼稚園等             | 15万人 (18%) | 44万人 (51%) | 52万人 (58%) | 63万人 (68%) | 62万人 (65%) | 62万人 (63%) |
| ③幼稚園等 認可外・認定こども園等 | 0人 (0%)    | 0人 (0%)    | 0人 (0%)    | 0人 (0%)    | 0人 (0%)    | 0人 (0%)    |

○ こうした中、こども未来戦略方針（令和5年6月閣議決定）において、全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成長環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して働き方やライフスタイルにかかわらず形での支援を強化するため、現行の幼児教育・保育給付に加え、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付（「こども誰でも通園制度（仮称）」）を創設することとしている。

○ 本制度について、2024年度は制度の本格実施を見据えた形で試行的事業を実施することとしており、本年9月から、試行的事業実施の在り方に関する検討会（秋田喜代美座長）において、制度の意義、具体的な事業実施上の留意点等を議論し、本年12月に中間取りまとめを行う。

○ こども誰でも通園制度の意義は、こどもにとって、

- ・ 在宅で子育てをする世帯のこどもも、家庭とは異なる経験や、地域に初めて出て行って家族以外の人と関わる機会が得られること
- ・ こどもの専門的な理解を持つ人からこどもの良いところ等を伝えられるなどにより、保護者はこどもについて新たな気づきを得たりするなど、こどもの育ちや保護者とこどもの関係性にも関わっていくこと

など、就園していないこどもの育ちを支えるためのもの。

<改正のイメージ（案）>

左記を踏まえ、以下のような改正を行うこととするか。

○ 現行の「子どものための教育・保育給付」とは別に、**新たに「〇〇給付」を創設**する。  
（参考）市町村から事業の運営に要する費用に係る給付費を支給することとする。利用者負担は事業者が徴収。

○ **利用対象者**について、**満3歳未満で保育所等に通っていないこどもを対象**とし、**居住する市町村による認定の仕組み**を設けることとする。  
（※）0歳6か月までは制度として伴走型相談支援事業等があることや、多くの事業所で0歳6か月以前から通園の対象とするということにはこどもの安全を確保できるのかということに十分留意が必要になるなどの課題があり、0歳6か月から満3歳未満を基本的に想定。

○ 利用者は、**月一定時間までの利用可能枠の中で利用**が可能。

○ **本制度を行う事業所**について、**市町村による指定（認可・確認）の仕組み**を設けることとする。  
① 本制度を指す事業として「〇〇事業」を新たに設け、設備運営基準への適合等を審査した上で、市町村が認可  
② 「〇〇給付」の支給に係る事業者として、市町村が確認

○ **市町村による指導監査、勧告等**を設けることとする。  
① 認可基準を満たしているかどうかの指導監査、勧告、命令等  
② 「〇〇給付」の支給に係る事業所への指定監査、勧告、命令等

○ 市町村による調整を行うのではなく、利用者と事業者との直接契約で行うこととする。

○ その他、円滑な利用や運用の効率化を図るため、予約管理、データ管理、請求書発行の機能を持つシステムを構築する。

1

4



<経緯>

- 令和4年12月の公的価格評価検討委員会において、「処遇改善を行うに当たっては、医療や介護、保育・幼児教育などの各分野において、国民の保険料や税金が効率的に使用され、一部の職種や事業者だけでなく、**現場で働く方々に広く行き渡るようになっていくかどうか、費用の使途の見える化を通じた透明性の向上が必要**。しかしながら、見える化に関する取組状況は分野ごとに様々であり、継続的な見える化に向けて必要な取組を、各分野において順次進めていく必要がある。」などの基本的な考え方が示された。
- 令和5年1月より、子ども・子育て支援制度における継続的な見える化に関する有識者会議を開催し、令和5年8月28日に報告書を取りまとめた。
- 医療・介護分野においては、施設・事業所等の経営情報に係る届出の義務化、国による集計・分析のためのデータベース整備、届出義務が履行されない場合の対応等の規定について整備し、第211回通常国会で改正法が成立。(医療分野：医療法、令和5年8月1日施行、介護分野：介護保険法、令和6年4月1日施行)

(参考) 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)

第58条 特定教育・保育提供者は、特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業者(以下「特定教育・保育施設等」という。)の確認を受け、教育・保育の提供を開始しようとするときその他内閣府令で定めるときは、政令で定めるところにより、その提供する教育・保育に係る教育・保育情報(教育・保育の内容及び教育・保育を提供する施設又は事業者の運営状況に関する情報であって、小学校就学前子どもに教育・保育を受けさせ、又は受けさせようとする小学校就学前子どもの保護者が適切かつ円滑に教育・保育を小学校就学前子どもに受けさせる機会を確保するために公表されることが必要なものとして内閣府令で定めるものをいう。以下同じ。)を、教育・保育を提供する施設又は事業者の所在地の都道府県知事に報告しなければならない。

2 都道府県知事は、前項の規定による報告を受けた後、内閣府令で定めるところにより、当該報告の内容を公表しなければならない。

(以下、略)

<現行>

- 子ども・子育て支援法第58条第1項に基づき、特定教育・保育提供者は教育・保育情報(運営する法人に関する事項、施設等に関する事項、従業員に関する事項、教育・保育等の内容に関する事項、利用料等に関する事項など)を都道府県知事に報告しなければならない。
- 子ども・子育て支援法第58条第2項では、教育・保育に関する情報の公表について規定されており、子ども・子育て支援情報公表システム「ここdeサーチ」の整備を通じて、利用者の施設等の選択に資する情報をインターネット上で検索・閲覧できる環境を構築してきたところである。

<改正のイメージ(案)>

左記を踏まえ、以下のような改正を行うこととするか。

- 特定教育・保育提供者に、**教育・保育施設の経営情報を都道府県知事に報告**することを求める。
  - ※ 子ども・子育て支援法に基づく、施設型給付・地域型保育給付を受けるすべての施設・事業者を対象として、毎事業年度の経営情報(収益・費用、職員給与と状況等)について報告・届出を求める。
  - ※ 人件費等費用の内訳や、職員配置の状況、職員給与の状況等の詳細を把握できる情報も含む。
- 都道府県知事には、特定教育・保育提供者から報告された**経営情報を公表**することを求める。
  - ※ 施設・事業者の類型、経営主体の類型、地域区分の設定、定員規模などの属性に応じたグルーピングによって集計・分析した結果を公表する
  - ※ 詳細な経営情報については、個別の施設・事業者単位での公表は行わない。
  - ※ 保護者や保育士等の情報利用者にとってニーズの高い、施設・事業者の**人件費比率やモデル賃金等の情報**については、解釈において誤解が生じないようにすることや施設・事業者の権利利益が損なわれない範囲とすること等を前提に、**個別の施設・事業者単位で公表する**。

<制度の現状、背景>

- 「小規模保育事業」とは、19人以下の利用定員で保育を行うもので、原則0～2歳児を対象としており、「保育の体制整備の状況その他の地域の事情を勘案して、3歳以上児の保育が必要な場合」には3～5歳の受入れを可能としている。

(参考) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)(抄)

第六条の三

⑩ この法律で、小規模保育事業とは、次に掲げる事業をいう。

- 一 保育を必要とする乳児・幼児であつて満三歳未満のものについて、当該保育を必要とする乳児・幼児を保育することを目的とする施設(利用定員が六人以上十九人以下であるものに限る。)において、保育を行う事業
- 二 **満三歳以上の幼児に係る保育の体制の整備の状況その他の地域の事情を勘案して、保育が必要と認められる児童であつて満三歳以上のものについて、前号に規定する施設において、保育を行う事業**

- 平成29年より、国家戦略特区の認定区域計画に定められた事業実施区域(成田市、堺市、西宮市)においては、事業者の判断により小規模保育事業の対象年齢を0～5歳の間で柔軟に定めることが可能。

- 国家戦略特区WGの議論を踏まえ、
  - ・ 令和5年4月、こどもの保育の選択肢を広げる観点から、全国において、0～2歳児を対象とする小規模保育事業において3～5歳児を受け入れることについて、市町村がニーズに応じて柔軟に判断できることとする旨の通知を发出。
  - ・ 更に、規制改革実施計画(令和5年6月閣議決定)において、**3～5歳児のみの小規模保育事業を可能とする児童福祉法の改正について、次の法改正のタイミングであり方を検討**するとしている。

<改正のイメージ(案)>

左記を踏まえ、以下のような改正を行うこととするか。

- 集団生活を過ごすことが苦手なこどものニーズなど、こどもの保育の選択肢を広げる観点で意義があることから、**地域の実情を勘案して必要であるときは、3～5歳児のみの小規模保育事業の実施を可能**とすることとする。
  - (※) なお、3～5歳児のみを受け入れる特区活用施設において、支障は生じていないとの報告を受けている。
- 3～5歳児のみの小規模保育事業者について、
  - ・ 現行の小規模保育事業と同様に、地域型保育給付費の支給に係る事業を行う者として**市町村が確認する仕組み**を設けることとする。
  - ・ 現行の小規模保育事業では、保育内容の支援、代替保育の提供等を適切に行う観点から、連携施設を確保しなければならないこととされており、3～5歳児のみを受け入れる小規模保育事業についても、**連携施設の確保を求める**こととする。
  - (※) 現行の小規模保育事業と異なり、連携施設に卒園後の受け皿の設定に関する機能は求めない。
  - ・ 小学校への接続に配慮し、集団での遊びの種類や機会の確保に留意・工夫を求めることとする。
  - ・ 3～5歳児のこどもを適切な環境で受け入れる観点から、**保育所の設備・面積基準と同様の保育室、屋外遊戯場等の設置を基準**とし、配置基準は現行の小規模保育事業と同様とする。

〔第2回資料から〕



## 出産・子育て応援給付金及び妊産婦等に対する伴走型相談支援の制度化について

### ＜改正のイメージ（案）＞

以下のような改正を行い、令和7年度からスタートすることとしてはどうか。

- 経済的支援は、**子ども・子育て支援法の新たな個人給付を創設**し、伴走型相談支援は、**児童福祉法の新たな相談支援事業を創設**することとする。その上で、**市町村は、新たな個人給付は、相談支援事業等の支援と組み合わせる**ことを規定する。

#### 【子ども・子育て支援法の新たな個人給付】

- 子ども・子育て支援法上の新たな給付については、自治体の認定等の事務の軽減や、既存の経済的支援（児童手当や出産育児一時金等）との整理の観点から、**妊婦に着目した給付として「妊婦のための支援給付（仮称）」を創設**する。
- 具体的な規定イメージと運用イメージは下記のとおり。  
妊婦に着目した給付であることから規定は左側のとおりとなるが、**運用は現行と同様とすることを想定**。

#### ○規定イメージ

##### ＜1回目の支給＞

- ・ **妊婦（※1）**は妊婦のための支援給付申請を行う。
- ・ 市町村は申請に基づき給付**認定**を行い、認定直後に**5万円**を支給する（※2）。

（※1）妊婦であって日本国内に住所を有する者であることを要件として規定。

（※2）現金その他確実な支払の方法として内閣府令に定めるものにより支給すると規定。

##### ＜2回目の支給＞

- ・ 5万円の支給を受けた方は、妊娠している子どもの人数等の届出を行う。
- ・ 市町村は届出後に残りの額として**妊娠している子どもの人数×5万円**を支給する。

#### ○運用イメージ

##### ＜1回目の支給＞

- ・ **妊婦は、妊娠届出や伴走型相談支援による1回目の面談の機会に合わせて、給付申請を行う**ことを想定。  
給付のために別途、来所等は不要。
- ・ **市町村は申請や認定時に伴走型相談支援を実施**。

##### ＜2回目の支給＞

- ・ 5万円の支給を受けた方は、**出生届時や伴走型相談支援による3回目の面談の機会に合わせて**、妊娠している子どもの人数等の届出を行うことを想定。

#### 【児童福祉法の新たな相談支援事業】

- 伴走型相談支援については、**主に妊婦・その配偶者等**に対して（※）**面談等により情報提供や相談等を行う事業**として「**妊婦等包括相談支援事業（仮称）**」を創設し、児童福祉法の他の事業と同様に**市町村の実施の努力義務等を規定**する。合わせて、子ども・子育て支援法上の地域子育て支援事業に位置づけるため、利用者支援事業の号の規定を一部改正する。なお、出産後の3回目の面談は「乳児家庭全戸訪問事業」と一緒に行っている自治体が多く、その場合は「乳児家庭全戸訪問事業」で読むことが可能。  
（※）その他内閣府令で対象者を定めることを想定。
- 事業の具体的な実施方法については、地方自治体の取組状況や課題等をまとめる今年度の調査研究結果を踏まえて、来年度、相談支援のあり方についての検討を行う予定。

2

## 保育士の復職支援の強化について

資料2

### ＜制度の現状、背景＞

- 保育人材の確保は恒常的な課題であり、また、今後の保育士の職員配置基準の改善やこども誰でも通園制度の創設も見据え、保育人材確保策の強化を図る必要がある。
- 保育人材確保については、
  - ・ 養成校に通う学生への修学資金の貸付など資格の取得促進、
  - ・ 保育所等のICT化の推進や保育士の保育業務の補助を行う保育補助者の配置などの業務負担軽減
  - ・ 潜在保育士（保育士資格を有する者であって、社会福祉施設等で従事していない者）の再就職の促進に総合的に取り組んでいる。
- このうち、潜在保育士の再就職の促進について、再就職に関する相談・就職あっせん、求人情報の提供等を行う「保育士・保育所支援センター」について、当該センターの設置及び運営に要する費用の一部を補助することにより、こどもを安心して育てることができるよう体制整備を行っている。

（参考）保育士・保育所支援センターの実施主体は都道府県、指定都市及び中核市としており、令和5年6月時点で46都道府県、72か所実施。

### ＜改正のイメージ（案）＞

左記を踏まえ、以下のような改正を行うこととするか。

- **保育士・保育所支援センターが行う保育士の確保等に関する事務を都道府県の事務として児童福祉法上に位置づける**とともに、都道府県から委託を受けて保育士・保育所支援センターの事務を行う事業者について**保育士の確保のための事務を行うに当たって都道府県等に対する情報提供の求めを可能**とする。  
これにより、都道府県が持つ保育士登録情報を把握することで、潜在保育士の再就職を働きかける取組を強化。  
（参考）その他、マイナンバー等による住所情報の連携・更新ができるよう法令改正を行う。
- 具体的には、下記の事務を位置づけることとする。
  - ・ 保育所等における保育士の確保の動向、就業を希望する保育士の状況に関する調査
  - ・ 保育所等に対し、保育士の確保に関する情報の提供、相談等
  - ・ 保育の知識・技能に関し保育士に対する研修
  - ・ 保育士に対し、保育の知識・技能に関する情報の提供、相談等
  - ・ 保育士に対し、就業促進に関する情報の提供、相談等
  - ・ 保育士について無料の職業紹介事業
- また、保育士・保育所支援センターは、保育士の確保のための事務を行うに当たって、都道府県等との連携が不可欠であるため、
  - ・ 保育士養成施設、公共職業安定所等との連携
  - ・ その一環として、都道府県等の官公署に対し、情報の提供を求めることができることとする。

1

## 保育所等の職員による虐待に関する通報義務等について

資料 3

### <制度の現状、背景>

- 昨年来、保育所等における虐待等の不適切事案が相次いだことを踏まえ実態調査（※）した結果、市町村が不適切保育の事実を確認したのは914件、虐待と確認したのは90件であった。
- （※）調査対象期間：令和4年4月～12月
- こうしたことを踏まえ、こども家庭庁・文部科学省連名で「昨年来の保育所等における不適切事案を踏まえた今後の対策について」（令和5年5月12日）を取りまとめ、
  - ・ こどもや保護者が不安を抱えることなく安心して保育所等に通う・こどもを預けられるようにすること
  - ・ 保育所等、保育士等が日々の保育実践において安心して保育を担っていただくことを基本的な考えとして進めていくこととした。
- 具体的には、下記3点の対応を行うとした。
  - ① 虐待等の防止及び発生時の対応等に関するガイドラインの策定
  - ② 児童福祉法の改正による制度的対応の検討
  - ③ 虐待等の未然防止に向けた保育現場の負担軽減と巡回支援の強化
- このうち②については、児童養護施設や障害児者施設、高齢者施設と同様に、保育所等の職員による虐待等の発見時の通報義務の創設を含め、保育所等における虐待等への対応として児童福祉法の改正による制度的対応を検討するとした。
- また、「こども・若者の性被害防止のための緊急対策パッケージ」（令和5年7月26日性被害・性暴力対策強化のための関係府省会議、こどもの性的搾取等に係る対策に関する関係府省連絡会議）においても、児童養護施設等における虐待行為に限定されている発見者の通報義務等に関し、保育所等における虐待行為についても同様の仕組みを設けることについて児童福祉法の改正による制度的対応を検討するとした。

### <改正のイメージ（案）>

- **保育所等の職員による虐待について、児童福祉法等を改正し、児童養護施設等、障害児者施設、高齢者施設の職員による虐待と同様の規定を設ける。**
  - ・ 虐待を受けたと思われる児童を発見した者の通告義務
  - ・ 都道府県等（※）による立入検査や業務改善命令等
  - ・ 都道府県による虐待事案等の公表
  - ・ 国による調査研究
- （※）保育所の場合、児童福祉法に基づき都道府県又は指定都市・中核市が立入検査や業務改善命令等を行うとともに、子ども・子育て支援法に基づき市町村が立入検査や勧告・命令等を行うこととしており、都道府県と市町村が連携して対応することも想定。
- 対象となる施設・事業は、保育所の他、幼保連携型認定こども園、地域型保育事業、認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、こども誰でも通園制度（仮称）を行う事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、児童育成支援拠点事業、児童館等とする。
- （※）対象施設・事業の考え方
  - もっぱら保護者と離れた環境下において、児童に保育や居場所の提供等の支援を行う施設・事業を対象とする。
- （※）保育所や幼保連携型認定こども園と同様、幼稚園及び特別支援学校幼稚園についても措置を講じる方向で文部科学省において検討中



# 全保協ニュース

〔協議員情報〕

全 国 保 育 協 議 会

TEL. 03-3581-6503 FAX. 03-3581-6509

ホームページアドレス [ <https://www.zenhokyo.gr.jp> ]

## －今号の目次－

- ◆ 「保育三団体、こども・保育政治連盟合同制度勉強会」および「保育の現場と保育士の魅力発信 意見交換会」開催のご案内……………1
- ◆ こども家庭審議会 子ども・子育て支援等分科会(第 3 回)が開催される(こども家庭庁)……………3
- ◆ 「こども誰でも通園制度(仮称)の本格実施を見据えた試行的事業実施の在り方に関する検討会(第 3 回)」が開催される ……………5
- ◆ 医療介護福祉保育職等の人材の円滑な確保を考える議員連盟第 12 回総会に伊藤副会長が出席(保育三団体協議会)……………5

## ◆ 「保育三団体、こども・保育政治連盟合同制度勉強会」 および「保育の現場と保育士の魅力発信 意見交換 会」開催のご案内

こども基本法の施行、こども家庭庁の創設を受けて、「こども政策」が今まさに大きく前進しようとしています。

このような動きの中、「保育三団体協議会」と「こども・保育政治連盟」の一人ひとりが、正確な情報共有を図るべく、合同制度勉強会を令和 5 年 12 月 19 日（火）に開催する運びとなりました。

当日はこども家庭庁から制度設計に向けた検討状況や今後の予定について、直接ご説明いただくこととしています。最新の情報を直接聞くことができ、意見交換ができる貴重な機会ですので、みなさま是非ご参加ください。

また、制度勉強会の翌日 12 月 20 日（水）には、「保育の現場と保育士の魅力発信 意見交換会」を開催いたします。保育の現場・職業の魅力向上に向けた取り組み、今後の課題



等について、こども家庭庁から説明をいただいた後、参加者から保育現場の現状や課題、希望する取り組み等について意見交換をいただく予定としています。

### 「保育三団体、こども・保育政治連盟合同制度勉強会」

1. 日 時 令和5年12月19日(火)14時～17時
2. 場 所 海運会館2階（永田町駅から徒歩2分、東京駅から車で約15分）  
（東京都千代田区平河町2-6-4 TEL 03-3264-1825）
3. 主 催 保育三団体協議会（全国保育協議会、日本保育協会、全国私立保育連盟）
4. 内 容 （1）制度設計に向けた検討状況、今後の予定  
（2）参加者との質疑応答  
（3）保育三団体の活動報告
5. 定 員 300名（三団体の各団体100名定員）
6. 参加費 資料代3,000円

※当日、会場受付（全保協）にてお支払いをお願いいたします。

お支払方法は現金のみとなります。

#### 7. お申し込み方法（お申込期限 12月12日まで）

下記URLまたはQRコードよりお申込みください。（全保協の申込みURLとなります）

「保育の現場と保育士の魅力発信 意見交換会」の申し込みについても、下記よりお願いいたします。

【お申込みフォーム URL】 <https://x.gd/TKAkm>



### 「保育の現場と保育士の魅力発信」意見交換会開催のご案内

1. 日時 令和5年12月20日(水)10時～12時  
※保育三団体・こ保連合同制度勉強会の翌日
2. 場所 ルポール麹町3階 マーブル（永田町駅から徒歩5分）  
東京都千代田区平河町2-4-3 TEL03-3265-5361
3. 主催 保育三団体協議会  
（全国保育協議会、日本保育協会、全国私立保育連盟）

#### 4. 内容

(1) こども家庭庁より説明※保育政策課へ講師派遣依頼中

保育の現場・職業の魅力向上に向けた取り組み、今後の課題等

(2) 意見交換

参加者からは保育現場の現状や課題、希望する取り組み等を情報提供

5. 定員 165 名

6. 参加費 無料

7. お申し込み方法（お申込期限 12 月 12 日まで）

上記の「保育三団体協議会、こども・保育政治連盟合同制度勉強会開催のご案内」のお申込みフォームから、お申込みください。

詳細につきましては、別紙の開催案内をご覧ください。

## ◆ こども家庭審議会 子ども・子育て支援等分科会(第 3 回)が開催される(こども家庭庁)

令和 5 年 11 月 21 日、「第 3 回子ども・子育て支援等分科会」が開催されました。

「子ども・子育て支援等分科会」は、「こども家庭審議会」のもとに設置される分科会で、主に「子ども・子育て支援法の施行に関する重要事項を調査審議」するとされています。昨年度まで内閣府に置かれていた「子ども・子育て会議」の後継組織となります。

第 3 回子ども・子育て支援等分科会では、本分科会の下に置かれた、「子ども・子育て支援等に関する企画委員会」において議論された下記事項について（全保協ニュース No.23-31 既報）、制度改正の方向性が確認されました。

#### 【子ども・子育て支援等分科会における検討事項に係る制度改正の方向性について】

- ・ こども誰でも通園制度（仮称）の創設について
- ・ 保育所等における継続的な経営情報の見える化について
- ・ 小規模保育事業における 3 歳以上児の受け入れについて
- ・ 保育士の復職支援の強化について
- ・ 保育所等の職員による虐待等に関する通報義務等について
- ・ 出産・子育て応援給付金及び妊産婦等に対する伴奏型相談支援の制度化について
- ・ 児童手当の抜本的拡充の実施に向けた検討状況について
- ・ 基準を満たさない認可外保育施設の無償化に関する経過措置について

本会からは、村松幹子副会長（全国保育士会会長）が委員として参画しており、下記内容について発言しています。

1. 「こども誰でも通園制度」について

- ・ 「試行的事業実施の在り方に関する検討会に関する論点」において、「留意点」として、「年齢ごと（0歳児、1歳児、2歳児）のかかわり方の特徴と留意点は何か」が挙げられている。
- ・ 保育所や認定こども園では、「保育所保育指針」「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」に基づく保育を行っており、それに加えて様々なガイドラインに従って保育が行われており、ここで書かれている内容は極めて当然のことである。
- ・ 一方で、保育所・認定こども園以外の施設等や0～2歳児を受け入れていない事業所が「誰でも通園制度」を行い、0～2歳児を保育する場合には、留意点としての内容以前に子どもを支える者としての基本的な姿勢には触れられておらず、子どもたちの安全や保育の質が保障されるのか疑問がある。
- ・ 就園していない子どもの育ちを支えるためという高い目的が示されているにもかかわらず、安易な預かりでもよいというようにも読めてしまうように思う。「保育所保育指針」「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」に基づきながら、さらに「下記の点に留意すること」とするなどとしていただきたい。
- ・ 今述べたことと同様、今年度こども家庭庁ができ、「こどもまんなか」を謳いながら、議論されている制度等は、こどもが置き去りにされている、大人中心のもののように感じる。
- ・ こどもが置き去りにされないよう、こどもをまんなかにかえた制度設計をすすめていただきたい。
- ・ また、この制度の中核を担っていく現場の保育士がその専門性を十分発揮し、制度の意義に応えられるよう、職員の配置については、加速化プランで示された「職員配置基準の改善」の法的な改善をお願いしたい。1歳児は5対1、4・5歳児は25対1という改善基準についても、現状の保育に見合っているかという精査が必要である。

2. 小規模保育事業における3歳以上児の受入れについて

- ・ 小規模保育事業における3歳以上児の受入れについては、地域の実情を勘案してという表現がなされており、必要とされる地域においては喫緊の対策であろうと思う。
- ・ 大切なのは、わが国に生まれる子どもたちが、どこにうまれても、等しく質の高い保育を受けることができるよう、様々な保育の形があろうともその質は、どこでも等しくあるべきだし、その姿勢は国として決して揺らいではいけないと考える。同時に人口減少地域の保育の運営、保育内容とも、そのあり方をしっかりと議論していただき、ご対応いただきたい。

詳細については、こども家庭庁ホームページよりご確認ください。

■ ホーム>会議等>こども家庭審議会>子ども・子育て支援等分科会>第3回 子ども・子育て支援等分科会

[https://www.cfa.go.jp/councils/shingikai/kodomo\\_kosodate/2BH1psuV/](https://www.cfa.go.jp/councils/shingikai/kodomo_kosodate/2BH1psuV/)

## ◆「こども誰でも通園制度(仮称)の本格実施を見据えた試行的事業実施の在り方に関する検討会(第3回)」が開催される

令和5年11月8日、「こども誰でも通園制度(仮称)の本格実施を見据えた試行的事業実施の在り方に関する検討会」(第3回)が開催されました(第1回は全保協ニュース No.23-27、第2回は No.23-29 にて既報)。

「こども誰でも通園制度(仮称)」は、令和6年度に本格実施を見据えた形での試行的事業を実施することとされていましたが、令和5年11月2日、「デフレ完全脱却のための総合経済対策～日本経済の新たなステージに向けて～」が閣議決定され、令和5年度から試行的事業の実施開始を可能とするよう支援を行うとされました(全保協ニュース No.23-31 にて既報)。令和5年度の補正予算により対応するとし、補正予算成立後、自治体での対応が進められるとされています。

検討会では、「こども誰でも通園制度(仮称)」の試行的事業の実施に向けて、具体的な事業実施の留意点について検討されています。

第3回の検討会では、これまでの検討会での意見をもとに、制度の本格実施に向け整備が必要な課題について整理がされました。令和5年12月に事業実施の中間方針のとりまとめが行われる予定です。

詳細については、こども家庭庁ホームページよりご確認ください。

■ホーム>会議等>こども誰でも通園制度(仮称)の本格実施を見据えた試行的事業実施の在り方に関する検討会>こども誰でも通園制度(仮称)の本格実施を見据えた試行的事業実施の在り方に関する検討会(第3回)  
<https://www.cfa.go.jp/councils/daredemotsuuen/klj8u1DW/>

## ◆医療介護福祉保育職等の人材の円滑な確保を考える議員連盟第12回総会に伊藤副会長が出席(保育三団体協議会)

令和5年11月8日、本会伊藤唯道副会長は、保育三団体協議会として医療介護福祉保育職等の人材の円滑な確保を考える議員連盟(以降、人材議連)総会に出席しました。

冒頭、根本匠人材議連会長から、「この議連は、有料職業紹介の手数料が高いというところから始まり、それを切り口として医療・介護・保育の人材を確保するということを視野に入れてここまで進んできた。今日も、各団体から意見・要望を出していただきたい」とあいさつがありました。

保育三団体協議会では、本会伊藤副会長に加え、日本保育協会伊澤昭治予算対策常任委員長、全国私立保育連盟丸山純常務理事が出席し、人材確保に関し下記の内容を要望して、出席議員との意見交換を行いました。

【主要要望内容】

- 職員配置基準の改善
- 公定価格の充実に向けて
- 保育人材の確保・定着に向けて

意見交換では、「保育士が確保できないために0歳児を預かることができない自治体が出てきているなかで、『誰でも通園制度』の創設が予定されているが、現場の実態からかけ離れたものにならないように、現場の声をしっかりと聴きながら制度をつくってほしい」等の意見が出席した議員から出されました。

最後に、根本会長からは、「処遇改善、人材確保、賃上げ、物価高騰はそれぞれ反映させていきたい。交付金については、市町村によって取り組みに違いがあるため、地方議会にも働きかけてみてほしい」との発言がありました。

要望内容の詳細については、別添資料をご参照ください。



【人材議連に出席する伊藤副会長】



【あいさつをする根本人材議連会長】



# 全保協ニュース

〔協議員情報〕

全 国 保 育 協 議 会

TEL. 03-3581-6503 FAX. 03-3581-6509

ホームページアドレス [ <https://www.zenhokyo.gr.jp> ]

## ー今号の目次ー

- ◆ こども家庭審議会(第3回)が開催される(こども家庭庁) .....1

## ◆ こども家庭審議会(第3回)が開催される(こども家庭庁)

令和 5 年 11 月 22 日、「こども家庭審議会」(第 3 回)が開催されました。

「こども家庭審議会」は、内閣総理大臣またはこども家庭庁長官の諮問に応じて、「子ども・子育て支援法の施行に関する重要事項」や「こどもの権利利益の擁護に関する重要事項」などについて審議するために、こども家庭庁設置法に基づき、設置されています。

第 3 回では、「こども家庭審議会」としての政府に対する下記の答申案について、審議が行われました。

- ・ 今後 5 年程度を見据えたこども施策の基本的な方針と重要事項等～こども大綱の策定に向けて(答申)(案)
- ・ 「幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なヴィジョン(仮称)」答申案
- ・ 「こどもの居場所づくりに関する指針」(答申案)

「こども大綱」については、9 月 25 日に開催された「こども家庭審議会(第 2 回)」以降、こども・若者や子育て当事者から意見を聴く取り組みを行い、その内容が反映されるとともに、意見募集(パブリックコメント)で寄せられた意見を踏まえたものとなっています。

また、「こども大綱」における目標、指標について、「こども家庭審議会」での議論を踏

まえて政府で検討するとされており、その検討状況が報告されています。

「幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なヴィジョン（仮称）」（答申案）、「こどもの居場所づくりに関する指針」（答申案）についても、意見募集（パブリックコメント）で寄せられた意見を踏まえたものが審議されました。

こども家庭庁は、「こども大綱」等について年内に策定する方針としています。今回示された答申案は、「こども家庭審議会」において 12 月はじめに正式な答申としてまとめ、加藤鮎子こども政策担当大臣に提出することとしています。

詳細については、こども家庭庁ホームページよりご確認ください。

■ ホーム>会議等>こども家庭審議会>こども家庭審議会（第3回）

<https://www.cfa.go.jp/councils/shingikai/R9Kki5hg/>

# 全保協ニュース

〔協議員情報〕

全 国 保 育 協 議 会

TEL. 03-3581-6503 FAX. 03-3581-6509

ホームページアドレス [ <https://www.zenhokyo.gr.jp> ]

## ー今号の目次ー

- ◆ 令和5年度補正予算が成立 .....1
  - ◆ 虐待・権利侵害根絶 取組事例紹介サイト  
「気づくことで、傷つけない未来へ」公開（全社協 社会福祉施設協議会連絡会）.....4
- 

## ◆ 令和5年度補正予算が成立

令和5年11月29日、令和5年度補正予算が成立しました。

今年度の補正予算には、物価高騰への対応として、住民税非課税世帯に対する給付や、電気・ガス・燃料油価格激変緩和措置の延長等が盛り込まれています。

保育に関連する主な内容をお知らせします（資料は文末 URL からご確認ください）。

### **・こども誰でも通園制度(仮称)の本格実施を見据えた施行的事業 補正予算額91億円(スライド2)**

- 令和6年度に本格実施を見据えた形での試行的事業を実施することとされていましたが、令和5年11月2日、「デフレ完全脱却のための総合経済対策～日本経済の新たなステージに向けて～」が閣議決定され、令和5年度から試行的事業の実施開始を可能とするよう支援を行うとされました（全保協ニュース No.23-31 にて既報）。
- それを受け、令和5年度補正予算で91億円が計上されています。
- 施行的事業においては、150自治体程度での実施を想定し、人口規模に応じた自治体ごとの補助総額の上限が設けられ、その範囲内で多くの事業者が実施できるようにするとされています。
- 補助割合は、国 3/4、市町村 1/4 とされています。

## こども誰でも通園制度（仮称）の本格実施を見据えた試行的事業

成育局 保育政策課

<保育対策総合支援事業費補助金>

令和5年度補正予算：91億円

### 1. 施策の目的

- 全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらず形での支援を強化するため、現行の幼児教育・保育給付に加え、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位で柔軟に利用できる新たな通園給付（「こども誰でも通園制度（仮称）」）の創設を見据え、試行的事業を実施する。

### 2. 施策の内容

- 自治体における提供体制の整備を促すため、人口規模に応じた自治体ごとの補助総額の上限を設け、その範囲内で多くの事業者が実施できるようにすることで、本格実施を見据えた形で実施する。
- 事業は、保育所、幼稚園、認定こども園、家庭的保育事業所、小規模保育事業所、地域子育て支援拠点など様々な施設・事業（以下、「実施事業所」という。）において行い、補助基準上一人当たり「月10時間」を上限として実施する。
- 「こども誰でも通園制度（仮称）の本格実施を見据えた試行的事業実施の在り方に関する検討会」での議論の整理などを踏まえて事業を行う。

### 3. 実施主体等

【実施主体】市町村（※）（市町村が認めた者への委託可。）

※実施自治体は、実施体制等を考慮して、公募により選定

【対象児童】保育所等に通所していない0歳6か月～2歳の未就園児

【補助単価】①預かりに必要な経費 1自治体当たり年額

※150自治体程度での実施を想定し、以下の自治体ごとの補助総額の上限を予定。

- |                        |             |
|------------------------|-------------|
| A. 人口100万人以上の自治体       | : 132,152千円 |
| B. 人口50万人以上100万人未満の自治体 | : 119,047千円 |
| C. 人口10万人以上50万人未満の自治体  | : 114,932千円 |
| D. 人口5万人以上10万人未満の自治体   | : 32,589千円  |
| E. 人口5万人未満の自治体         | : 17,002千円  |

②指導監督員の雇上げに必要な経費 1自治体当たり年額

- |             |             |            |               |
|-------------|-------------|------------|---------------|
| A. 41,066千円 | B. 18,252千円 | C. 9,126千円 | D. E. 4,563千円 |
|-------------|-------------|------------|---------------|

③賃借料補助（令和5年度以降に賃借により開設した事業所に限る） 1事業所当たり年額 3,066千円

【補助割合】国：3/4 市町村：1/4

※試行的事業の実施に伴い、実施事業所の設置を行うために必要な整備費及び改修費等については、就学前教育・保育施設整備交付金及び保育所等改修費等支援事業により措置。

※こども誰でも通園制度（仮称）の創設に向けたシステム構築に係る経費については、別途措置し、こども家庭庁において執行する。

2

## ・医療的ケア児保育支援事業 補正予算額 5.2 億円(スライド 15)

→保育所等において医療的ケア児の受入れを可能とするための体制を整備し、医療的ケア児の地域生活支援の向上を図るべく、下記内容が拡充されます。

- ・看護師等の配置への補助に加え、効果的・効率的な巡回による看護師配置を行うことを目的として「医療的ケア巡回型」が創設されます（1自治体あたり 501 万円）。
- ・研修の受講支援として、看護師等及び保育士等が喀痰吸引以外の研修を受講する場合も対象とされます（1施設あたり 30 万円）。
- ・医療的ケア児の個別性に応じて必要となる備品（抱っこひも・ベッド等）に対する補助（1施設あたり 10 万円）。
- ・災害対策として停電時等に必要となる備品（外部バッテリー・手動式吸引器等）に対する補助（1施設あたり 10 万円）。

## ・就学前教育・保育施設整備交付金 補正予算額 318 億円(スライド 19)

→こども誰でも通園制度（仮称）の本格実施を見据えた施行的事業の実施に伴い、対象事業の追加が行われ、試行的事業の実施事業所の整備が可能となります（国 1/2、市区町村 1/2）。

## **・保育所等改修費等支援事業 補正予算額 18 億円(スライド 20)**

→こども誰でも通園制度（仮称）の本格実施を見据えた施行的事業の実施に伴い、実施事業所の設置を行うために必要な改修費等の一部が補助されます（1 事業所あたり改修費等 400 万円、礼金及び賃借料（開設前月分）60 万円）（私立の場合、国 1/2、市区町村 1/4、設置主体 1/4）（公立の場合、国 1/2、市区町村 1/2）

## **・令和5年人事院勧告を踏まえた保育士等の公定価格上の人件費の改定**

補正予算額620億円(スライド 22)

→保育所・幼稚園・認定こども園等に従事する職員について、令和 5 年人事院勧告に伴う国家公務員の給与改定の内容に準じた保育士・幼稚園教諭等の処遇改善が行われます。

→令和 5 年 4 月まで遡って公定価格の引上げ等が行われます。

（参考）令和 5 年人事院勧告の内容

①初任給を始め若年層に重点を置いて俸給月額を引き上げる。

②ボーナスを 0.1 月分引き上げる（4.4 月→4.5 月）

## **・保育所等における ICT 化推進等事業 補正予算額 29 億円(スライド 43)**

→令和 6 年度予算概算要求で示されていた内容が前倒しされ、補正予算に計上されました。

→実費徴収等のキャッシュレス決済を導入する場合の費用について、新たに補助対象とされました。

→自治体（都道府県・市区町村）において、自治体・ICT 関連事業者・保育事業者などで構成される協議会を設置し、システム導入にかかる費用の補助以外の取組を行っている場合、補助率が嵩上げされます（国 1/2、市区町村 1/4、事業者 1/4 → 国 2/3、市区町村 1/12、事業者 1/4）。

\*これは、市区町村で補助費用を計上するのが難しい状況が多いこと、事業所単体では業者選定が困難等のハードルが高いといった理由に基づくものであり、協議会が設置されていることで市区町村の補助率が大きく変わるため、導入を検討される園においては、協議体の設置について市区町村に積極的な働きかけを行ってください。

## **・保育所等における性被害防止対策に係る設備等支援 補正予算額 19 億円(スライド 57)**

→今回の補正予算において新たに計上されました。

→パーテーション・簡易扉・簡易更衣室等の設置によるこどものプライバシー保護や、保



護者からの確認依頼等に応えるためのカメラによる支援内容（保育の実践記録等）の記録などを通じ、設備における性被害防止対策が支援されます（1施設あたり10万円）（国1/2、都道府県等1/4、事業者1/4）。

詳細については、こども家庭庁ホームページよりご確認ください。

■ ホーム＞政策＞予算・決算・税制＞令和5年度こども家庭庁関連補正予算の施策集（令和5年11月29日）

<https://www.cfa.go.jp/policies/budget/>

## ◆ 虐待・権利侵害根絶 取組事例紹介サイト

### 「気づくことで、傷つけない未来へ」公開

（全社協 社会福祉施設協議会連絡会）

全国保育協議会や全国保育士会を含め、社会福祉関係の団体から構成される全国社会福祉協議会 社会福祉施設協議会連絡会は、この度、「虐待・権利侵害根絶 取組事例紹介サイト」を公開しました。

このサイトは、子どもをはじめ、社会福祉施設の利用者の人権の尊重に関する福祉現場の積極的な取り組みを発信し、今ある問題に向き合い、取り組みを共有して学びを深めることで、よりよい福祉の実現を目指すことを目的としています。

サイト内のコンテンツでは、児童や障害、高齢の各分野の福祉現場における虐待防止の取り組みや、各メディア等で取り上げられた関連記事、全国保育士会等の全国組織が公開している人権擁護のためのツール等がまとめられています。

他の分野での取り組みを知ることとおして、子どもの最善の利益の尊重について改めて考えるなど、より質の高い保育実践に向けてご活用ください。

詳細は以下をご参照ください。

■ 「気づくことで、傷つけない未来へ」（虐待・権利侵害根絶 取組事例紹介サイト）

<https://kenrimamoru.com/>



# 全保協ニュース

〔協議員情報〕

全 国 保 育 協 議 会

TEL. 03-3581-6503 FAX. 03-3581-6509

ホームページアドレス〔<https://www.zenhokyo.gr.jp>〕

## －今号の目次－

- ◆ 「こども大綱」の策定に向けた答申、「幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なヴィジョン」(答申)等が加藤こども政策担当大臣に提出される……………1

## ◆ 「こども大綱」の策定に向けた答申、「幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なヴィジョン」(答申)等が加藤こども政策担当大臣に提出される

令和5年12月1日、「こども大綱」の策定に向けた答申、「幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なヴィジョン」(答申)、「こどもの居場所に関する指針」(答申)が、秋田喜代美こども家庭審議会長から、加藤鮎子こども政策担当大臣に提出されました。

今後、この答申をもとに政府内で調整が行われ、年内を目途に閣議決定される予定です。

「こども大綱」の策定に向けた答申では、「こども大綱」が目指す「こどもまんなか社会」を定義づけたうえで、こども施策に関する基本的な方針（6本の柱）を定め、ライフステージ別に、こども施策に関する重要事項が提示されています。「こども大綱」については、こども基本法第16条において「政府は、こども大綱の定めるところにより、こども施策の幅広い展開その他のこども施策の一層の充実を図るとともに、その実施に必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めなければならない」とされており、こども大綱に基づき政府全体でこども施策を強力に推進することとなります。

最初のライフステージである「こどもの誕生前から幼児期まで」では、「家庭、家庭、幼稚園、保育所、認定こども園、こどもの育ちに関する関係機関、地域を含めたこどもの育ちを支える場を始めとして、社会全体のすべての人と共有したい理念や基本的な考え方を

示す羅針盤である『幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なヴィジョン』を策定し、これに基づき、社会の認識の共有を図りつつ、政府全体の取組を強力に推進する」とし、下記に取り組むことを求めています。

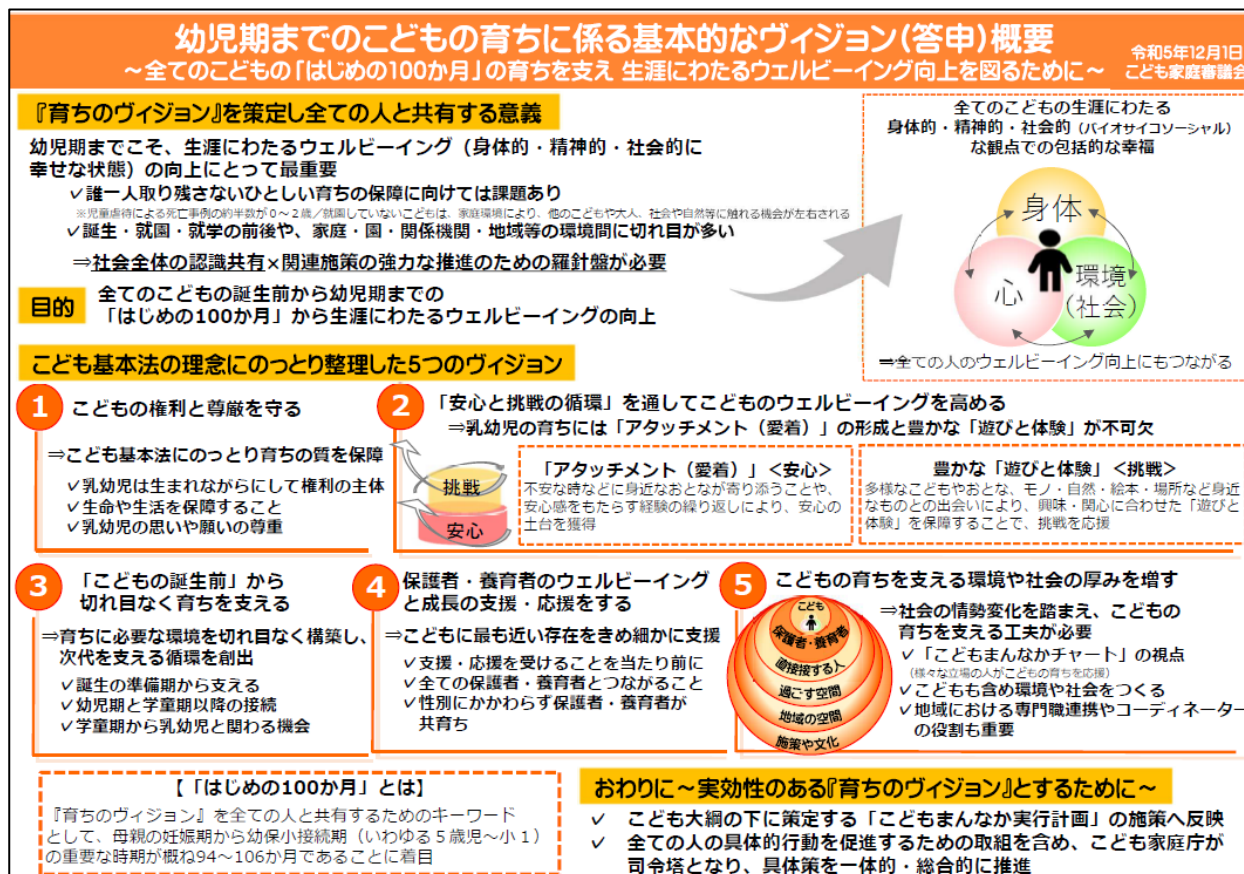
(下線は全保協事務局加筆)

- 親の就業の状況にかかわらず、特に 3 歳未満児の子育て当事者が地域の中で孤立しないよう、認定こども園、保育所、幼稚園、地域子育て支援拠点など地域の身近な場を通じた支援を充実する。
- 幼児期の教育・保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることから、幼稚園、保育所、認定こども園の施設類型を問わず、安全・安心な環境の中で、幼児教育・保育の質の向上を図ることを通じて、障害のあるこどもや医療的ケア児、外国籍のこどもをはじめ様々な文化を背景にもつこどもなど特別な配慮を必要とするこどもを含め、一人一人のこどもの健やかな成長を支えていく。
- 地域や家庭の環境にかかわらず、全てのこどもが、格差なく質の高い学びへ接続できるよう、学びの連続性を踏まえ、幼保小の関係者が連携し、こどもの発達にとって重要な遊びを通じた質の高い幼児教育・保育を保障しながら、幼児教育・保育と小学校教育の円滑な接続の改善を図る。
- こどもの育ちそのものと密接不可分な保護者・養育者支援が重要であり、保育士、保育教諭、幼稚園教諭等の人材育成・確保・処遇改善や現場の負担軽減、職員配置基準の改善を進める。

「幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なヴィジョン」（答申）では、「幼児期までこそ、生涯にわたるウェルビーイング（身体的・精神的・社会的に幸せな状態）の向上にとって最重要」とし、5つのヴィジョンが整理されています。

1. こどもの権利と尊厳を守る
2. 「安心と挑戦の循環」を通してこどものウェルビーイングを高める
3. 「こどもの誕生前」から切れ目なく育ちを支える
4. 保護者・養育者のウェルビーイングと成長の支援・応援をする
5. こどもの育ちを支える環境や社会の厚みを増す

そのうえで、実効性のある「育ちのヴィジョン」とするために、『こども大綱』の下に策定する『こどもまんなか実行計画』の施策へ反映」すること、「全ての人の具体的行動を促進するための取組を含め、こども家庭庁が司令塔となり、具体策を一体的・総合的に推進」することを求めています。



詳細については、こども家庭庁ホームページよりご確認ください。

■ ホーム＞会議等＞こども家庭審議会

<https://www.cfa.go.jp/councils/shingikai/>

## 〈保育部会〉令和5年度

# 保育士等キャリアアップ研修 幼児教育（eラーニング）《開催要項》

キャリアアップ対象研修  
「幼児教育」

この研修は「大阪府保育士等キャリアアップ研修」実施機関指定研修です。  
所定の研修修了者には、「幼児教育」分野の修了証を交付いたします。

※詳細は、3ページをご覧ください。

### 趣旨・目的

本研修では、子どもたちの発達とその可能性を深く理解し、乳幼児期から児童期までを見据えて環境を通じた教育を行っていくための考え方、及び、具体的な手だてを獲得することを目指し、自らの幼児教育・保育実践を子どもの最善の利益の観点から捉えなおし、具体的な記録や計画のあり方を改善しながら、省察的かつ協同的に実践を行うことのできるリーダーとしての資質を養成することを到達目標とします。

### 研修形式

本研修会は、eラーニング形式による講義・演習を含む15時間の研修を、各園所等にて所属園管理下のもと複数名の受講者（2名以上）で実施する受講形式により開催させていただきます。

eラーニング形式の受講により、所属園等などのパソコンやスマートフォン等により研修を受講することが可能です。受講申込の所属園等より複数名（2名以上）の申込をいただき、必ず所属園管理下のもとで、講義（12時間）、演習（3時間）の全15時間全てを受講していただけます。

### 日程

・eラーニング研修映像の配信受講期間（講義12時間・演習3時間の配信期間）

令和5年12月27日（水）10時00分～令和6年2月7日（水）17時00分まで

- ・講義（12時間）と演習（3時間）を、上記の配信受講期間内に必ず受講してください。
- ・各園所等で演習を実施する場合は、必ず複数名（2名以上）で研修動画（演習部分）を視聴しながら実施してください。※詳細は2ページ「研修カリキュラム」をご覧ください。

### 受講対象

大阪府内の保育園・認定こども園において、幼児教育分野のリーダー的役割を担う方（または、当該役割を担うことが見込まれる方）。

### 受講定員

500名

（受講決定等事務対応により定員数を調整させていただく場合がございます）

### 受講料

保育部会会員：4,000円 会員でない方：8,000円

※受講料は、受講決定通知書兼請求書をメールにてお送りさせていただきますので、「指定振込」にてお支払いください。

### 申込方法

《申込期限：令和5年12月16日（土）17時00分まで》

保育部会会員の方は、保育部会ホームページ「にじいろつみきネット」会員ページまたは配信電子メールより、[申込みフォーム](#)にアクセスいただき、お申込みください（申込者への通知等の対応事務のため、申込期限は厳守させていただきます）。原則先着順とさせていただきますが、応募者多数の場合、1施設あたりの参加者数を制限させていただく場合がございます。会員でない方は、保育部会事務局までお問い合わせください。

### 実施主体

大阪府社会福祉協議会保育部会



## 【e ラーニング形式（講義部分 12 時間・演習 3 時間の全 15 時間）】

| 講義テーマ                                                      | 研修内容                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <b>講義①</b><br>幼児教育の意義<br>（1 時間×2 講義）                       | ・保育所で行われる幼児教育の役割と意義について、子どもの最善の利益の視点を交えて学ぶ。現代の幼児教育の動向を理解し、子どもの声を生かして保育を構想するための手がかりを得る。 <b>ワーク課題①</b><br>・幼児教育を行う保育者の専門性について、省察的実践の観点から理解する。省察の理論と手法についても併せて学習し、自らの専門性について振り返る。 <b>ワーク課題②</b>                                                                                         |
| <b>講義②</b><br>幼児教育の環境<br>（1 時間×3 講義）                       | ・子ども理解と環境構成の関係について理論的・実践的に学習し、自身の環境構成について振り返り、改善する手法を身に着ける。 <b>ワーク課題③</b><br>・遊びの選択肢を増やす環境構成の考え方について理解し、コーナー保育などに活用する。遊びを豊かにする教材を研究することで、自らの実践に活かす。 <b>ワーク課題④</b><br>・環境との出会いと探究活動を接続する視点を身に着ける。プロジェクト活動などの考え方についても触れ、環境との出会いを生かした保育カリキュラムを構想する手がかりを得る。 <b>ワーク課題⑤</b>                |
| <b>講義③</b><br>幼児の発達に応じた保育内容<br>（1 時間×3 講義）                 | ・3 歳以上児の幼児教育の共通化に触れながら、幼児の発達理解と環境を通じた教育の関係について、保育所保育指針を通して学んでいく。 <b>ワーク課題⑥</b><br>・子どもの育ちを関係の育ちとしてとらえる発達観について学び、保育内容と結び付けて理解する。養護と教育の一体性について、エピソードを通して理解し、自身の実践を振り返る。 <b>ワーク課題⑦</b><br>・3 歳から 5 歳の人間関係の育ちについてエピソードを通して学び、子どもたちが育ちあう集団づくりのあり方を理解する。事例を通して自身の実践について振り返る。 <b>ワーク課題⑧</b> |
| <b>講義④</b><br>幼児教育の指導計画、記録及び評価（1 時間×3 講義）                  | ・ドキュメンテーションなどのさまざまな記録のあり方について学び、子ども理解から始める記録と計画の一体性について理解する。実際にドキュメンテーションを作成することを通して、自身の記録と計画を改善する。 <b>ワーク課題⑨</b><br>・指導計画の柔軟性について、現代の教育課題との関係から理解する。子どもの主体性を育む保育と指導計画のより良い関係について考え、自身の実践に活用する。 <b>ワーク課題⑩</b>                                                                        |
| <b>講義⑤</b><br>小学校との接続<br>（1 時間×1 講義）                       | ・「主体的・対話的で深い学び」の観点から、幼児期と児童期の学びの連続性について理解する。幼児期から連続する資質・能力の考え方について学び、具体的な実践に結び付ける。 <b>ワーク課題⑪</b><br>・幼児期の終わりまでに育ってほしい姿の 10 の項目の考え方を理解する。方向目標としての考え方を自らの実践に結び付け、幼小接続期のカリキュラムを構想する手だてとする。 <b>ワーク課題⑫</b>                                                                                |
| 演習テーマ                                                      | 研修内容                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| <b>演習①</b> （1 時間×1 演習）<br>幼児教育の意義・環境<br>環境を通じた教育の実践        | ・ワーク課題①・③・④・⑤を通して、それぞれの意見をもちよりグループ討議を行い、幼児教育への理解を深め共有し、実践に活かす。                                                                                                                                                                                                                       |
| <b>演習②</b> （1 時間×1 演習）<br>幼児の発達に応じた保育内容<br>幼児の発達理解に基づく保育実践 | ・ワーク課題②・⑥・⑦・⑧を通して、それぞれの意見をもちよりグループ討議を行い、幼児教育への理解を深め共有し、実践に活かす。                                                                                                                                                                                                                       |
| <b>演習③</b> （1 時間×1 演習）<br>幼児教育の指導計画、記録、及び<br>評価を深める        | ・ワーク課題⑨・⑩・⑪・⑫を通して、それぞれの意見をもちよりグループ討議を行い、幼児教育への理解を深め共有し、実践に活かす。                                                                                                                                                                                                                       |

## 講 師（講義・演習）

滋賀大学 教育学部 学校教育教員養成課程 幼児教育専攻 准教授

やまもと いっせい 氏  
山本 一成

プロフィール：1983 年、埼玉県生まれ。九州大学大学院人間環境学府を修了後、京都造形芸術大学こども芸術大学で保育者として勤務し保育実践の経験を積む。その後、2017 年に京都大学大学院教育学研究科臨床教育学専攻し博士(教育学)取得、現在に至る。研究テーマは、保育環境論、子どもの生態想像力など。

主な著書 『保育実践へのエコロジカル・アプローチ ―アフォーダンス理論で世界と出会う』（九州大学出版会、単著）  
『アートがひらく保育と子ども理解―多様な子どもの姿と表現の共有を目指して―』（東京学芸大学出版 会共著）

## 受講から認定までの流れ

- ① **申込** 保育部会ホームページ「にじいろつみきネット」会員ページまたは配信電子メールより、[申込みフォーム](#)にアクセスいただき、お申込みください（申込期限：令和5年12月16日（土）17時00分まで）。※会員でない方は、お手数ですが、保育部会事務局までお問い合わせください。
- ② **受講決定** 受講決定者に対し、受講決定通知書兼受講料請求書をご案内いたします。研修講義・演習動画・資料等の掲載案内（動画サイト URL）、キャリアアップ研修名簿登録シート入力フォーム）をメールにてご案内・送付いたします。  
※たくさんのお申込みをいただく関係により、受講決定通知等のお知らせは、研修映像視聴開始前日ごろのご案内となります。あらかじめご了承ください。
- ③ **受講開始** 研修講義・演習を動画サイト URL より、研修講義の視聴と演習の実施をお願いします。  
※研修受講では、講義動画と研修資料をもとに、個人学習ワークシートの作成をお願いします。個人学習ワークシートは、全15時間受講後に事務局まで原本を提出していただきますので、お手元に必ず1部コピーを保管しておいてください。（※未作成や提出不備等は修了を認めません）

## 保育士等キャリアアップ研修に係る修了証の取扱いについて

### (1) 概要

- ◆この研修は、「大阪府保育士等キャリアアップ研修」（以下「キャリアアップ研修」といいます）における「幼児教育」分野対象研修として、大阪府から指定を受けています。これにより、次の条件をすべて満たす方に対し、「幼児教育」分野の修了証を交付します。

◇対象となる講義をすべて履修していること（遅刻・早退・欠席等は認められません）。  
◇所定の「個人学習シート」および「受講レポート」を提出していること（白紙での提出は認められません）。  
◇大阪府が他の都道府県及び市町村に対し、研修修了者の情報を提供することについて、あらかじめ同意していること（下記(4)参照）。

- ◆キャリアアップ研修は、平成29年4月1日付厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知「保育士等キャリアアップ研修の実施について」（雇児保発0401第1号）別紙「保育士等キャリアアップ研修ガイドライン」に基づき、1分野につき15時間以上の研修を受講する必要があります。修了証の交付を受けられる場合は、必ず全てのカリキュラムをご受講ください。遅刻・早退・欠席等の理由により、全てのカリキュラムを受講できなかった方に対する救済措置はございませんので、あらかじめご承知おきください。

### (2) 「個人学習シート」および「受講レポート」の提出について

- ◆キャリアアップ研修対象講義をすべて受講された方に限り、「個人学習シート」および「受講レポート」の提出を求めますので、必ず期日までに提出してください（提出されない場合は、修了証を交付することができません）。なお、この受講レポートは、判定により修了の可否を決定するものではありません。

**【重要】各提出シートの「所属長氏名」欄は、必ず所属長がレポート内容を確認し直筆で署名ください。**

### (3) 修了証の交付方法について

- ◆修了証は、該当する受講者に対し、研修終了後に全受講者からの受講レポート等必要書類の提出後おおむね2か月程度で所属園へ送付を予定しております。

### (4) 研修修了者の情報管理について

- ◆研修修了者の情報管理は、大阪府社会福祉協議会が行い、次の内容を掲載した名簿を作成します。

(1) 保育士登録番号（有資格者のみ） (2) 氏名・生年月日・住所 (3) 勤務先施設の名称・所在市町村名  
(4) 修了した研修分野 (5) 修了証番号 (6) 修了年月日

- ◆この名簿は、大阪府から提出を求められておりますが、大阪府が他の都道府県及び市町村にこれらの情報を提供することについてあらかじめ同意をしていただく必要がございます。
- ◆本会における個人情報の取扱いは、関係法令又は本会各種規程（プライバシーポリシー）を遵守し、厳正に管理のうえ、目的以外の用途には使用いたしません。

### ●研修に関するお問い合わせは…

#### 大阪府社会福祉協議会 保育部会事務局

〒542-0065 大阪市中央区中寺 1-1-54 大阪社会福祉指導センター内  
TEL.06-6762-9001 FAX.06-6768-2426 E-Mail : info@niji-tumi.net  
保育部会ホームページ「にじいろつみきネット」URL : <http://www.niji-tumi.net/>

# 〈保育部会主催〉令和5年度 保育士等キャリアアップ研修 障がい児保育研修 《開催要項》

## キャリアアップ対象研修 「障がい児保育」

この研修は「大阪府保育士等キャリアアップ研修」実施機関指定研修です。  
所定の研修修了者には、「障がい児保育」分野の修了証を交付いたします。  
※詳細は、4ページをご覧ください。

## 到達目標

- ・インクルージョンや合理的配慮といった近年の障がいに関連する理念を説明できるようになる。
- ・障がい特性をふまえて子どものニーズを理解し、集団の中でそのニーズに合わせた援助・手立てを具体的に考え、個別指導計画を作成できるようになる（適宜、視覚支援や構造化、感覚統合、インリアル・アプローチ、応用行動分析等の方法を活用して）。
- ・関係機関や保護者との連携や小学校との接続を意識した支援を考えられるようになる。

## 日 程（全3日間）※本研修会は集合形式のみで開催いたします※詳細は「研修カリキュラム」をご覧ください。

|     |              |               |
|-----|--------------|---------------|
| 1日目 | 令和6年2月19日（月） | 9時45分～17時15分  |
| 2日目 | 令和6年2月27日（火） | 13時00分～17時25分 |
| 3日目 | 令和6年2月29日（木） | 10時00分～16時10分 |

## 受験対象

大阪府内の保育園・認定こども園に勤務する保育士・保育教諭等。

## 受講定員

60名  
（集合形式）

## 受講料

保育部会会員：15,000円 会員でない方：30,000円

※受講決定者に対し、請求書を送付いたしますので、支払期限までにお振込みください。

※受講料には、当日の資料代・事務消耗品代が含まれています（交通費・昼食代等は含まれておりませんので、各自ご負担ください）。

## 申込方法

《申込期限：令和5年12月28日（木）17時00分まで》

保育部会会員の方は、保育部会ホームページ「にじいろつみきネット」会員ページまたは配信電子メールより、**申込みフォーム**にアクセスいただき、お申込みください（※定員に達し次第締め切らせていただきます）。  
原則として先着順とさせていただきますが、応募者多数の場合は、1施設あたりの参加者数を制限させていただきます。  
会員でない方は、お手数ですが、保育部会事務局までお問い合わせください。

## 実施主体

大阪府社会福祉協議会保育部会

## 【1日目】令和6年2月19（月）／会場：大阪府社会福祉会館 3階 会議室 301

|                                                           |                                                                                                                     |
|-----------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 9時15分～ 受付開始                                               |                                                                                                                     |
| 9時45分～ 受講ガイダンス                                            |                                                                                                                     |
| 10時00分～11時00分（60分）<br>障がいの理解(1)<br>「障がいとは何か」              | 障がいとは何かについて、WHOの国際生活機能分類などをもとに現在の社会における認識を理解する。また、インクルージョンやユニバーサルデザイン、合理的配慮など、障がい児保育に関わる近年の理念を理解する。                 |
| 休憩（5分）                                                    |                                                                                                                     |
| 11時05分～12時05分（60分）<br>障がいの理解(2)<br>「障がい児保育の現状と課題」         | 医療的ケア児も含めた障がい児保育の現状と課題について確認し、各施設の実践について情報共有することで課題を共通認識し、今後の障がい児保育のあり方について考える。                                     |
| 昼食休憩（45分）                                                 |                                                                                                                     |
| 12時50分～13時50分（60分）<br>障がい児保育の環境(1)<br>「視覚支援・構造化」          | 障がい児を含めた保育の環境設定（特に室内環境）として、視覚支援と構造化を中心に理解する。各施設における実践を持ち寄り、どういった環境設定が障がい児やその他の子どもたちに影響を与えるのかを考える。                   |
| 休憩（5分）                                                    |                                                                                                                     |
| 13時55分～14時55分（60分）<br>障がい児保育の環境(2)<br>「感覚運動面への支援」         | 障がい児の感覚統合上の課題について確認し、それが日々の生活や活動の中にどのようにあらわれるのかを理解する。そのうえで、感覚統合療法の視点を取り入れた保育について考える。                                |
| 休憩（15分）                                                   |                                                                                                                     |
| 15時10分～16時10分（60分）<br>障がい児保育の環境(3)<br>「言語・コミュニケーション面への支援」 | 障がい児の言語・コミュニケーション面の課題について確認し、インリアル・アプローチを中心に障がい児に対する言語・コミュニケーションの支援方法について理解する。合わせて障がい児の遊びにおける課題を確認し、遊びへの支援についても考える。 |
| 休憩（5分）                                                    |                                                                                                                     |
| 16時15分～17時15分（60分）<br>障がい児保育の環境(4)<br>「行動面への支援」           | 障がい児が行動上に問題を抱えやすい背景を理解し、行動上の問題を抱える障がい児やソーシャルスキルの習得に課題を抱える障がい児に対する具体的な援助方法（応用行動分析やSSTなど）について理解する。                    |

## 【2日目】令和6年2月27日（火）／会場：大阪府社会福祉会館 3階 会議室 301

|                                                 |                                                                                      |
|-------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------|
| 12時30分～ 受付開始                                    |                                                                                      |
| 13時00分～14時00分（60分）<br>障がい児の発達の援助(1)<br>「知的障がい」  | 援助を検討する際のプロセスについて確認し、その上で知的障がい児の模擬事例から具体的な援助や手立てをグループで検討する。その後、知的障がいの一般的な特性について確認する。 |
| 休憩（5分）                                          |                                                                                      |
| 14時05分～15時05分（60分）<br>障がい児の発達の援助(2)<br>「身体障がい」  | 上記の援助を検討するプロセスにそって、身体障がい児の模擬事例から具体的な援助や手立てをグループで検討する。その後、身体障がいの一般的な特性について確認する。       |
| 休憩（15分）                                         |                                                                                      |
| 15時20分～16時20分（60分）<br>障がい児の発達の援助(3)<br>「発達障がい①」 | 発達障がい（自閉スペクトラム症、注意欠如多動症、学習症）の定義と行動特徴や特性について理解する。特に、自閉スペクトラム症と注意欠如多動症の理解を深める。         |
| 休憩（5分）                                          |                                                                                      |
| 16時25分～17時25分（60分）<br>障がい児の発達の援助(4)<br>「発達障がい②」 | 発達障がいの特性理解をふまえ、発達障がい児の模擬事例から具体的な援助や手立てをグループで検討する。最後に、援助を検討するプロセスについて再度確認する。          |



## 【3日目】令和6年2月29日（木）／会場：大阪府社会福祉会館 3階 会議室 301

|                                                               |                                                                                                  |
|---------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 9時30分～ 受付開始                                                   |                                                                                                  |
| 10時00分～11時00分（60分）<br>家庭及び関係機関との連携(1)<br>「保護者支援①」             | 障がい児をもつ保護者の障がい受容について確認し、特に障がいの可能性がある子どもの保護者の心情を理解し、保護者に対する支援のあり方について考える。                         |
| 休憩（5分）                                                        |                                                                                                  |
| 11時05分～12時05分（60分）<br>家庭及び関係機関との連携(2)<br>「保護者支援②」             | 上記の研修内容をふまえ、障がい児を持つ保護者に関する模擬事例をもとに、保護者に対する具体的な援助方法についてグループで検討する。最後に、障がい児保育における保護者支援のポイントを確認する。   |
| 昼食休憩（45分）                                                     |                                                                                                  |
| 12時50分～13時50分（60分）<br>家庭及び関係機関との連携(3)<br>「関係機関や小学校等との連携」      | クラス内、園内、園外それぞれの場における横につながる連携と、保育施設から小学校へ縦につながる連携のあり方について理解する。また、ミドルリーダーとしての保育者の役割についても確認する。      |
| 休憩（5分）                                                        |                                                                                                  |
| 13時55分～14時55分（60分）<br>障がい児保育の指導計画、記録及び評価(1)<br>「支援計画・指導計画の意義」 | 個別の支援計画と指導計画の意義と具体的な作成方法などについて確認する。各施設で利用している支援計画・指導計画をもちより、計画の作成上の留意点や、計画を保育に活かし評価につなげる方法を理解する。 |
| 休憩（15分）                                                       |                                                                                                  |
| 15時10分～16時10分（60分）<br>障がい児保育の指導計画、記録及び評価(2)<br>「支援計画・指導計画の策定」 | これまでの研修内容全体をふまえて、模擬事例をもとに、個別指導計画をグループで作成する。最後に個別指導計画を活用した障がい児保育の評価と評価を保育に活かすプロセスについて理解する。        |
| レポート記入方法説明・終了                                                 |                                                                                                  |

## 講 師

### 大阪公立大学 現代システム科学域 教育福祉学類 准教授 木曾 陽子 氏

|         |                                                                                                                                                                                              |
|---------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 【経 歴】   | 2014年3月 大阪府立大学大学院人間社会学研究科社会福祉学専攻博士後期課程修了（博士：社会福祉学）<br>2014年4月～2018年3月 関西国際大学教育学部教育福祉学科 講師<br>2018年4月 現職                                                                                      |
| 【専 門】   | 保育学、社会福祉学                                                                                                                                                                                    |
| 【研究領域】  | 障がい児保育、特別支援教育、障がい児の家族支援、保育者支援、子育て支援                                                                                                                                                          |
| 【委員委嘱等】 | 2018年4月 大阪市障がい者施策推進協議会大阪市発達障がい者支援部会専門委員                                                                                                                                                      |
| 【著 作 等】 | 木曾陽子（2016）『発達障害の可能性がある子どもの保護者支援—保育士による気づきからの支援』晃洋書房<br>梅田直美、巽真理子、木曾陽子、林尚之、木下裕美子、上田有里奈（2018）<br>『子育てと共同性——社会的事業の事例から考える』大阪公立大学共同出版会<br>関川芳孝、梅田直美、木曾陽子（2017）『公立保育所の民営化——公共性の継承をめぐる』大阪公立大学共同出版会 |

## 受講までの流れ

- ①申 込 保育部会ホームページ「にじいろつみきネット」会員ページまたは配信電子メールより、申込みフォームにアクセスいただき、お申込みください（申込期限：令和5年12月28日（木）17時00分まで）。（※定員に達し次第締め切らせていただきます）。  
※会員でない方は、お手数ですが、保育部会事務局までお問い合わせください。
- ↓
- ②受講決定 受講決定者に対し、各種書類（決定通知書兼請求書、受講チケット、開催要項）を郵送いたします。決定通知書に記載の「キャリアアップ研修名簿登録フォーム」から名簿登録をしてください。
- ↓
- ③受講開始 初回講義受講の際に、「受講チケット」をご持参ください。以降、各受講日に「受講チケット」が必要となります。



## 保育士等キャリアアップ研修に係る修了証の取扱いについて

### (1)概要

- ◆この研修は、「大阪府保育士等キャリアアップ研修」（以下「キャリアアップ研修」といいます）における「障がい児保育」分野対象研修として、大阪府から指定を受けています。これにより、次の条件をすべて満たす方に対し、「障がい児保育」分野の修了証を交付します。

◇対象となる講義をすべて履修していること（遅刻・早退・欠席等は認められません）。  
◇所定の「受講レポート」を提出していること（すべて白紙での提出は認められません）。  
◇大阪府が他の都道府県及び市町村に対し、研修修了者の情報を提供することについて、あらかじめ同意していること（下記(4)参照）。

- ◆キャリアアップ研修は、平成 29 年 4 月 1 日付厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知「保育士等キャリアアップ研修の実施について」（雇児保発 0401 第 1 号）別紙「保育士等キャリアアップ研修ガイドライン」に基づき、1 分野につき 15 時間以上の研修を受講する必要があります。修了証の交付を受けられる場合は、必ず全てのカリキュラムをご受講ください。遅刻・早退・欠席等の理由により、全てのカリキュラムを受講できなかった方に対する救済措置はございませんので、あらかじめご承知おきください。

### (2)「受講レポート」の提出について

- ◆キャリアアップ研修対象講義をすべて受講された方に限り、「受講レポート」の提出を求めますので、必ず提出してください（提出されない場合は、修了証を交付することができません）。なお、この受講レポートは、判定により修了の可否を決定するものではありません。

### (3)修了証の交付方法について

- ◆修了証は、該当する受講者に対し、研修終了後おおむね 2 週間以内に、所属園へ送付いたします。

### (4)研修修了者の情報管理について

- ◆研修修了者の情報管理は、大阪府社会福祉協議会が行い、次の内容を掲載した名簿を作成します。

(1)保育士登録番号（有資格者のみ） (2)氏名・生年月日・住所 (3)勤務先施設の名称・所在市町村名  
(4)修了した研修分野 (5)修了証番号 (6)修了年月日

- ◆この名簿は、大阪府から提出を求められておりますが、大阪府が他の都道府県及び市町村にこれらの情報を提供することについてあらかじめ同意をしていただく必要がございます。
- ◆本会における個人情報の取扱いは、関係法令又は本会各種規程（プライバシーポリシー）を遵守し、厳正に管理のうえ、目的以外の用途には使用いたしません。

## 会 場

### 大阪府社会福祉会館 3 階 会議室 301

〒542-0012

大阪市中央区谷町 7 丁目 4 番 15 号

【アクセス】

- 地下鉄谷町線・長堀鶴見緑地線「谷町六丁目」駅 4 番出口（谷町筋を南に 280m）

谷町 7 丁目交差点を西に入る。

- 地下鉄谷町線・千日前線「谷町九丁目」駅 2 番出口（谷町筋を北に 560m）

谷町 7 丁目交差点を西に入る。

※お車での来場は一切ご遠慮いただいております。必ず公共交通機関をご利用ください。



### ●研修に関するお問い合わせは…

#### 大阪府社会福祉協議会 保育部会事務局（担当：西岡）

〒542-0065 大阪市中央区中寺 1-1-54 大阪社会福祉指導センター内

TEL.06-6762-9001 FAX.06-6768-2426 E-Mail: info@niji-tumi.net

保育部会ホームページ「にじいろつみきネット」URL: <http://www.niji-tumi.net/>

令和5年～令和7年度全国共通テーマと分科会の割当（令和3年12月21日第3回近畿ブロック正副会長会議にて決定）

| カテゴリー                 | 研究テーマ                                              | 令和5年度       |      | 令和6年度       |      | 令和7年度       |      |
|-----------------------|----------------------------------------------------|-------------|------|-------------|------|-------------|------|
| 1）子どもの育ちを保障する         | 新たな時代の保育実践～すべての子どもにむけて～                            | 滋賀県<br>大阪市  | (全国) | 兵庫県<br>和歌山県 |      | 奈良県<br>京都府  |      |
|                       | 配慮を必要とする子どもや家庭への支援にむけて                             | 大阪府<br>京都市  |      | 奈良県<br>大阪府  | (全国) | 兵庫県<br>大阪市  |      |
|                       | 保育者の資質向上を図り、保育現場の魅力を発信する <u>(※新)</u>               | 兵庫県<br>奈良県  | (全国) | 滋賀県<br>大阪市  |      | 京都府<br>京都市  | (全国) |
| 2）子育て家庭を支える           | 地域の子育て家庭への支援の充実にむけて                                | 滋賀県<br>神戸市  |      | 兵庫県<br>奈良県  |      | 大阪府<br>和歌山県 |      |
| 3）多様な連携と協働をつくる        | 子どものより良い育ちと安全・安心の環境づくりにむけた関係機関とのネットワーク <u>(※新)</u> | 京都府<br>和歌山県 | (全国) | 大阪府<br>京都市  |      | 滋賀県<br>神戸市  | (全国) |
| 4）子育て文化を育む            | 家庭や地域との連携による食育の推進 <u>(※新)</u>                      | 奈良県<br>京都市  |      | 京都府<br>和歌山県 | (全国) | 大阪府<br>大阪市  | (全国) |
|                       | 保育の社会化にむけて～保育の営みをいかに社会に発信するか～                      | 大阪府<br>神戸市  |      | 大阪市<br>京都市  | (全国) | 兵庫県<br>滋賀県  |      |
| 5）子育て・子育てを支援する仕組みをつくる | 公立保育所・公立認定こども園等の使命と地域社会での役割                        | 和歌山県<br>大阪市 |      | 滋賀県<br>神戸市  | (全国) | 奈良県<br>京都市  | (全国) |

《輪番表》

【保育部会】

南大阪⇒北摂⇒泉州⇒北大阪⇒堺⇒河内

【保育士会】

北摂⇒北大阪⇒河内⇒南大阪⇒堺⇒泉州

|          | 令和5年度          | 令和6年度        | 令和7年度  |
|----------|----------------|--------------|--------|
| 近畿ブロック担当 | 兵庫県（7/12～7/13） | 京都府（7/4～7/5） | 神戸市    |
| 全国担当     | 九州ブロック（大分県）    | 近畿ブロック（奈良県）  | 関東ブロック |

|      |         |        |         |
|------|---------|--------|---------|
| 保育部会 | 北摂ブロック  | 泉州ブロック | 北大阪ブロック |
| 保育士会 | 南大阪ブロック | 堺ブロック  | 泉州ブロック  |

# 全国保育研究大会（全保協）と全国保育士会研究大会（全国保育士会）の 一本化について

## 1. 大会一本化の意義・目的

- こども家庭庁の設置、改正児童福祉法の施行、人口減少等を含め、子どもや子育て家庭、保育所・認定こども園等を取りまく状況が大きく変化するとともに、その状況に対応すべく保育も多様化している。
- さらに、社会の変化に伴い保育関連制度も広がりを見せ、施設形態の複雑化や経営主体の多様化等も進んでいる。
- これらの背景を踏まえると、施設運営・保育実践の両面から今後の保育について検討する必要がある、全国保育協議会および全国保育士会の一層の協働、軌を一にした活動が欠かせない。
- 全国保育協議会は公立施設を含む保育所や認定こども園等を会員とする全国組織であり、全国保育士会はわが国唯一の保育士・保育教諭等の専門職組織である。両組織の研究大会は、すべての子どもの最善の利益の保障に向けて研究協議を深め、保育の質の向上を図るとともに、その姿勢を広く社会に発信するものとして、この間実績を積み重ねてきた。
- 全国保育協議会と全国保育士会が協働し、保育士・保育教諭等の専門性を高め、保育所・認定こども園等が子ども・子育て支援に欠かすことのできない社会資源として、地域の人々からのさらなる信頼と支持を得ることをめざし、研究大会のさらなる質の向上に向けて一本化を進める。

## 2. 一本化の時期・・・令和 7 年度から一本化する。

## 3. 開催地

（1）令和 7 年度・・・東京都

（2）令和 8 年度以降・・・下記ローテーションによる

### 【大会開催ブロック】

| 年度            | ブロック           |
|---------------|----------------|
| 令和 7（2025）年度  | 関東ブロック（東京都）    |
| 令和 8（2026）年度  | 東海・北陸ブロック（石川県） |
| 令和 9（2027）年度  | 中国ブロック         |
| 令和 10（2028）年度 | 四国ブロック         |
| 令和 11（2029）年度 | 北海道・東北ブロック     |
| 令和 12（2030）年度 | 九州ブロック         |
| 令和 13（2031）年度 | 近畿ブロック         |
| 令和 14（2032）年度 | 関東ブロック         |
| 令和 15（2033）年度 | 中国ブロック         |
| 令和 16（2034）年度 | 東海・北陸ブロック      |
| 令和 17（2035）年度 | 北海道・東北ブロック     |

→ 裏面に続く

## 4. 令和7年度大会の分科会について

|    |                                                                                                 |                                        |
|----|-------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------|
| 1  | (AM) 新たな時代の保育実践～すべての子どもにむけて～（現在の全保協分科会 1）<br>(PM) 配慮を必要とする子どもや家庭への支援にむけて（現在の全保協分科会 2）           | 全保協が定めるテーマに基づく分科会<br>(午前に2発表＋午後にも2発表)  |
| 2  | (AM) 保育者の資質向上を図り、保育現場の魅力を発信する（現在の全保協分科会 3）<br>(PM) 地域の子育て家庭への支援の充実にむけて（現在の全保協分科会 4）             |                                        |
| 3  | (AM) 子どものより良い育ちと安全・安心の環境づくりにむけた関係機関とのネットワーク（現在の全保協分科会 5）<br>(PM) 家庭や地域との連携による食育の推進（現在の全保協分科会 6） |                                        |
| 4  | (AM) 保育の社会化にむけて～保育の営みをいかに社会に発信するか～(現在の全保協分科会 7)<br>(PM) 組織マネジメント・認定こども園等について                    |                                        |
| 5  | 公立保育所・公立認定こども園等の使命と地域社会での役割（現在の全保協分科会 8）                                                        |                                        |
| 6  | 子どもの発達と環境<br>(助言者：青木 紀久代 氏／社会福祉法人真生会理事長白百合心理・社会福祉研究所長)                                          | 全国保育士会が定めるテーマに基づく分科会<br>(1分科会あたりの発表数2) |
| 7  | 配慮を要する子どもへの保育<br>(助言者：帆足 暁子 氏／一般社団法人親と子どもの臨床支援センター 代表理事)                                        |                                        |
| 8  | 保育のなかの食育<br>(助言者：野口 孝則 氏／上越教育大学大学院 教授)                                                          |                                        |
| 9  | 保育所・認定こども園等における保護者支援・地域における子育て支援<br>(助言者：大方 美香 氏／大阪総合保育大学大学院 教授・学長)                             |                                        |
| 10 | 専門性の向上をはかる取り組み<br>(助言者：栴島 香代 氏／文京学院大学人間学部学部長・教授 同大学院人間学研究科教授)                                   |                                        |
| 11 | 開催地企画分科会（未定）                                                                                    |                                        |
| 12 | フリー発表分科会（全保協会員および保育士会会員からの申し込みによる）                                                              |                                        |

※ 「全保協が定めるテーマに基づく分科会」は、従前の分科会テーマを午前と午後に分けて実施します (1 テーマあたりの発表数は 3→2 となります)。

※ 全保協／令和 7 年度の発表をご担当いただくブロックは改めてお知らせします。

※ 全保協／令和 8 年度以降のテーマは改めて検討します。

※ 全国保育士会／令和 7 年度以降の発表をご担当いただくブロックは改めてお知らせします。

New

**5. 一本化大会の名称について**・・・「全国教育・保育研究大会」とする。なお、全国保育協議会、全国保育士会の両組織の全国大会は、これまで積み上げてきた歴史があることから、両会の開催回数等についても、あわせて記載する。

**【表記例】 2025 年度 全国教育・保育研究大会**

主催：全国保育協議会（第 68 回大会）

全国保育士会（第 58 回大会）

**6. 開催月について**・・・11 月に開催（開催地の状況により 10 月下旬も対象とする）。

**7. 開催日数について**・・・2 日間



# 保育三団体から 選りすぐりの論者が 今ここに集結

全国の保育関係者におくる  
「保育」について話し続ける  
**7時間**  
オンライン開催

提供:こども・保育政治連盟(こ保連)

友情出演:保育三団体\*全国保育協議会(全保協)・全国私立保育連盟(全私保連)・日本保育協会(日保協)

13:00  
新年の抱負を語る

吉田 学 日本保育協会  
理事長 (東京)  
奥村尚三 全国保育協議会  
会長 (神奈川)  
川下勝利 全国私立保育連盟  
会長 (東京)  
敬称略

**ALL DAY NIPPON in 保育**

**2024 111 LIVE**  
**保育が未来を拓く**

## 9:30 オープニング

近藤 遼 こ保連 会長 (大阪)  
平野弘和 こ保連 専務理事 (千葉)  
佐藤成己 全保協 副会長 (大分)  
山口孝子 全私保連 常務理事 (岡山)  
山内百合子 日保協 女性部長 (京都)

## 10:00 基調講演

川鍋慎一  
日保協 常務理事 (東京)

## 10:20 公定価格の行方

高谷俊英  
全私保連常務理事 (兵庫)

## 10:35 今、保育の あり方を考える

村松幹子  
全保協 副会長  
全国保育士会会長 (静岡)

## 12:00 少子化・過疎化を考える

北海道・東北地区 伊藤裕敬(福島)・海和伸吉(山形)  
芳賀カンナ(岩手)・宮崎啓(北海道)  
九州地区 下園和靖・白濱律子・前田利香(鹿児島)  
齋藤 勝 全私保連 常務理事 (山形)  
伊東一男 こ保連 理事 (新潟)

プロデュース兼MC  
坂崎隆浩  
日保協 理事(青森)

## シンポジウム 14:00 保育所・保育士等の 魅力&人材確保

伊澤昭次 日保協 予算対策委員会  
委員長 (神奈川)  
伊藤唯道 全保協 副会長 (広島)  
丸山 純 全私保連 常務理事(千葉)

**2024**  
**1.11**  
(THU)  
**AM9:30 START !**

14:40 『誰でも通園制度  
志賀口大輔 (仮称)』の行方  
こども誰でも通園制度  
(仮称)検討会 委員(静岡)

15:00 "架け橋プログラム"  
曾木書代 & 第三者評価  
幼児教育と小学校教育の架け橋  
特別委員会委員(東京)

15:15 青年達が未来を  
伊藤 悟 大胆に占う  
全私保連青年会議会長(静岡)  
新保 雄希  
日保協 青年部長 (石川)

15:45 保育を支えるものとは  
永野治男 日保協 理事 (大阪)  
忽那ゆみ代 こ保連 理事 (香川)

16:00 エンディング  
菊池秀一 全私保連 副会長 (札幌)  
重岡啓一 こ保連 副会長 (熊本)  
東ヶ崎静仁 こ保連 副会長 (茨城)



締め切り

2023年12/25(土)

お申込みはこちらから

問合せ 090-6252-3699(坂崎隆浩)

**参加費:無料**

111 LIVE

ALLDAY NIPPON in保育 開催要綱

## 「2024 保育が未来を拓く」 ～大きな転換期に”11”のテーマ“で考える～



「こどもと共に歩む保育」の思いを一にして、全国の保育者が保育の「今と未来」を語るために集結します。7時間通しで参加されても、途中入退出されても、全く自由です。保育を担う全国の皆様が繋がることで、新年の鏡開きの日に新たな力が湧き上がることを願い、この研修を企画しました。心よりご参加をお待ちしています！

提供/こども・保育政治連盟(こ保連)

友情出演/保育三団体 全国保育協議会 (全保協)

全国私立保育連盟(全私保)

日本保育協会 (日保協)

出演者 総勢

**36**名！

1. 開催日時 令和6年1月11日(木) 午前9時半～午後4時半【7時間】
2. 会場 オンライン開催 (全国どこからでも参加可能です・ZOOM利用)
3. 目的 組織の垣根を超えて、全国の保育者が一同に会し、保育界が抱える課題や未来を共に考え、これからの一步を踏み出す機会とします。
4. 対象 保育関係者 999名 (縁起よくゾロ目です。お早目にお申込み下さい)
5. 参加費 無料 お申込みされた方に接続ID等を後日メールでお知らせします
6. 参加申込と締切
  - 申込は下記専用サイトからお願いいたします。  
<https://business.form-mailer.jp/fms/d4129869219110>
  - 参加申し込み締切日 令和5年12月25日(土) 正午 必着

申し込みサイトのQRコード



※ この研修について、すべての問合せは以下にお願いいたします



坂崎隆浩 (社会福祉法人 清隆厚生会 理事長)

携帯 090-6252-3699

メールアドレス kodomoen.sakazaki@angel.ocn.ne.jp

ALLDAYNIPPON事務局

メールアドレス alldaynippon.hoiku@gmail.com

**私たちのことを私たちの声で！ 全国から揃い踏み！**

また、途中、適宜休憩を挟みます。

| 時間     | テーマ                          | 出演者（敬称略）                              |                                                                                               | MC. 坂崎隆浩                                                                              |
|--------|------------------------------|---------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------|
| 9:30～  | オープニング                       | 近藤 遼<br>平野弘和<br>佐藤成己<br>山口孝子<br>山内百合子 | こ保連 会長（大阪）<br>こ保連専務理事（千葉）<br>全保協 副会長（大分）<br>全私保連 常務理事（岡山）<br>日保協 女性部長（京都）                     |    |
| 10:00～ | 1.「全体基調講演」                   | 川鍋慎一                                  | 日保協 常務理事（東京）                                                                                  |                                                                                       |
|        | 2.「公定価格の行方」                  | 高谷俊英                                  | 全私保連 常務理事（兵庫）                                                                                 |                                                                                       |
|        | 3.「今、保育の在り方を考える」             | 村松幹子                                  | 全保協 副会長/全国保育士会 会長（静岡）                                                                         |                                                                                       |
| 11:00～ | 4.「2023年ベスト10<br>&どうする2024年」 | 塚本秀一<br>高橋英治<br>森田信司                  | 全私保連 副会長（滋賀）<br>日保協 保育問題検討会委員長（広島）<br>全保協 副会長（大阪）                                             |                                                                                       |
| 12:00～ | 5.「少子化・過疎化を考える」              | 北海道・東北地区<br>九州地区<br>齋藤 勝<br>伊東一男      | 伊藤裕敬（福島）・海和伸吉（山形）<br>芳賀カンナ（岩手）・宮崎啓（北海道）<br>下園和靖・白濱律子・前田利香（鹿児島）<br>全私保連 常務理事（山形）<br>こ保連 理事（新潟） |                                                                                       |
| 13:00～ | 6.「新年の抱負を語る」                 | 吉田 学<br>奥村尚三<br>川下勝利                  | 日保協 理事長（東京）<br>全保協 会長（神奈川）<br>全私保連 会長（東京）                                                     |  |
| 14:00～ | 8.「保育所・保育士等の魅力<br>&人材確保」     | 伊澤昭次<br>伊藤唯道<br>丸山 純                  | 日保協 予算対策委員会委員長（神奈川）<br>全保協 副会長（広島）<br>全私保連 常務理事（千葉）                                           |                                                                                       |
|        | 7.「誰でも通園制度の行方」               | 志賀口大輔                                 | こども誰でも通園制度（仮称）検討会委員<br>日保協前青年部長（静岡）                                                           |                                                                                       |
| 15:00～ | 9.「架け橋プログラム<br>&第三者評価の行方」    | 曾木書代                                  | 架け橋特別委員会委員<br>日保協保育問題検討会委員（東京）                                                                |                                                                                       |
|        | 10.「未来を青年部が大胆に占う」            | 伊藤 悟<br>新保 雄希                         | 全私保連 青年会議会長（静岡）<br>日保協 青年部長（石川）                                                               |                                                                                       |
|        | 11.「保育を支えるものとは（まとめ）」         | 永野治男<br>忽那ゆみ代                         | 日保協 理事（大阪）<br>こ保連 理事（香川）                                                                      |                                                                                       |
| 16:00～ | エンディング                       | 菊池秀一<br>森田信司<br>川鍋慎一<br>重岡啓一<br>東ヶ崎静仁 | 全私保連 副会長（札幌）<br>全保協 副会長<br>日保協 常務理事<br>こ保連 副会長（熊本）<br>こ保連 副会長（茨城）                             |  |